

戸田市
子ども・子育て支援事業計画
(案)

平成27年3月

戸田市

はじめに

平成27年 3月

戸田市長

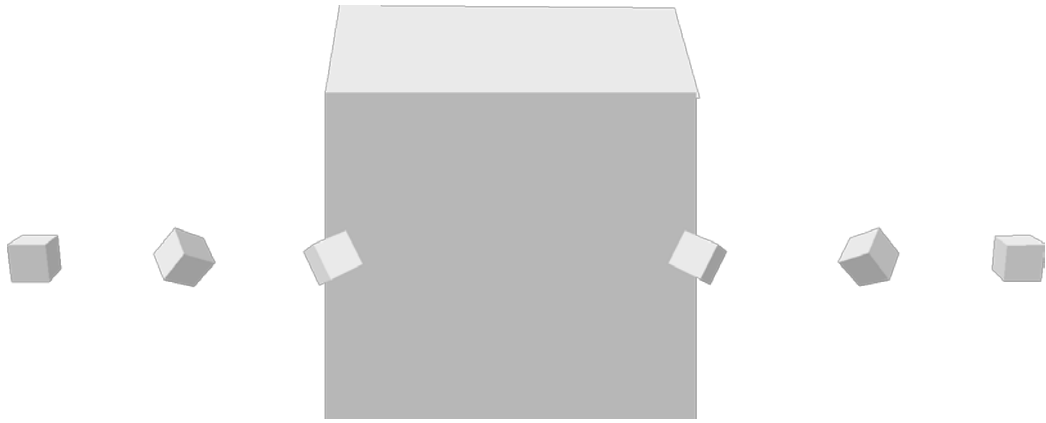
目 次

第1部 総論

第1章 計画策定にあたって.....	3
1 計画策定の趣旨.....	3
2 計画の性格.....	4
3 計画の位置づけ.....	5
4 計画期間.....	6
5 計画の策定体制.....	6
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況.....	9
1 人口動態と子ども世帯.....	9
2 少子化の動向.....	12
3 保育環境・教育環境の状況.....	22
4 ニーズ調査の概要.....	24
第3章 計画の基本的な考え方.....	31
1 計画の基本理念.....	31
2 新制度の全体像.....	32
3 新制度の事業体系.....	33
4 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計.....	36
5 教育・保育の提供区域.....	37
6 計画期間の児童人口推計.....	37
第1章 教育・保育施設の充実.....	41
1 教育・保育施設の必要量の見込みと確保方策.....	41
第2章 地域子ども・子育て支援事業の提供.....	45
1 利用者支援事業.....	45
2 地域子育て支援拠点事業.....	45
3 妊婦健康診査事業.....	46
4 乳児家庭全戸訪問事業.....	47
5 養育支援訪問事業.....	47
6 子育て短期支援事業.....	48
7 子育て援助活動支援事業.....	48

8	一時預かり事業	49
9	延長保育事業	50
10	病児・病後児保育事業	51
11	学童保育室事業（放課後児童健全育成事業）	51
12	実績徴収に係る補足給付を行う事業	52
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	53
第3章 子ども・子育て支援関連施策の推進		57
1	教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容に関する事項	57
2	産後の休業及び育児休業後における特定保育・保育施設または特定地域型保育事業の円滑な利用の確保	60
3	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携	63
4	労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	66
5	安全で快適な妊娠・出産の支援	68
6	健やかな成長・発達支援	69
7	多様な学習・生活体験の充実	71
第4章 計画の推進		75
1	計画の推進	75
2	計画の進行管理	75
3	計画の進行状況の公表	75
4	国・県への要望	75
資料編		79

第1部 総論



計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

急速な少子化の進行や保護者の就労環境の変化に伴い、子どもとその家族を取り巻く環境は著しく変化しています。

このような状況の中、戸田市では平成17年に「戸田市次世代育成支援行動計画」を、平成22年には「戸田市次世代育成支援行動計画（後期行動計画）」を策定し、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境の整備に取り組んできました。

しかし、保育所の待機児童が生じていることや、子育てと仕事を両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと等が問題となっています。また、幼児教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであり、質の高い幼児教育や保育を地域のニーズに応じて、総合的に提供することが重要とされています。

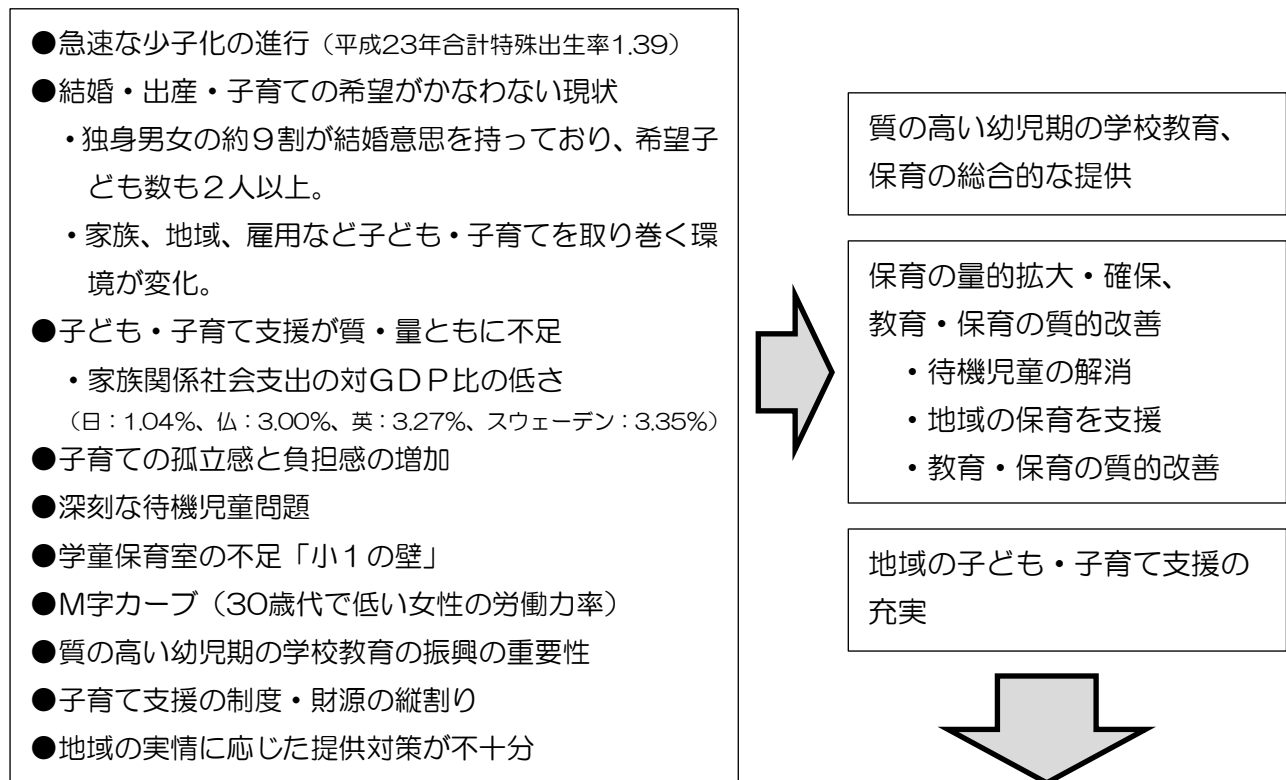
このような状況の下、国ではすべての子どもの良質な成育環境を保証し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、いわゆる子ども・子育て関連3法が成立しました。これにより、子ども・子育て支援新制度が平成27年度からスタートします。

また、「次世代育成支援対策推進法」は、10年間の時限立法として集中的・計画的な取組により、仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備等が一定程度進みましたが、子どもが健やかに生まれ、育成される環境をさらに改善し、充実させることが必要とされ、平成37年3月31日まで10年間の延長となりました。

こうしたことから、本市においても「戸田市次世代育成支援行動計画」にかわり、「戸田市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の性格

国においては人口減少社会の到来とさらなる少子化の進行、依然解消されない待機児童問題、地域の子育て力の低下、幼稚園と保育所の制度再構築の要請などから、抜本的な制度改革が求められました。「次世代育成支援対策推進法」以降、「子ども・子育て支援法」が必要となったその背景について、国では以下の諸点をまとめています。



これを受けて、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、国では同法に基づき平成27年4月から、子ども・子育て支援新制度へ移行することになりました。

子ども・子育て関連3法

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正
- 子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法

子ども・子育て支援新制度のポイント

- 認定こども園制度の改善
- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付「施設型給付」及び「地域型保育給付」の創設
- 地域の子ども・子育て支援の充実
- 基礎自治体（市町村）が実施主体
- 社会全体による費用負担
- 子ども・子育て会議の設置

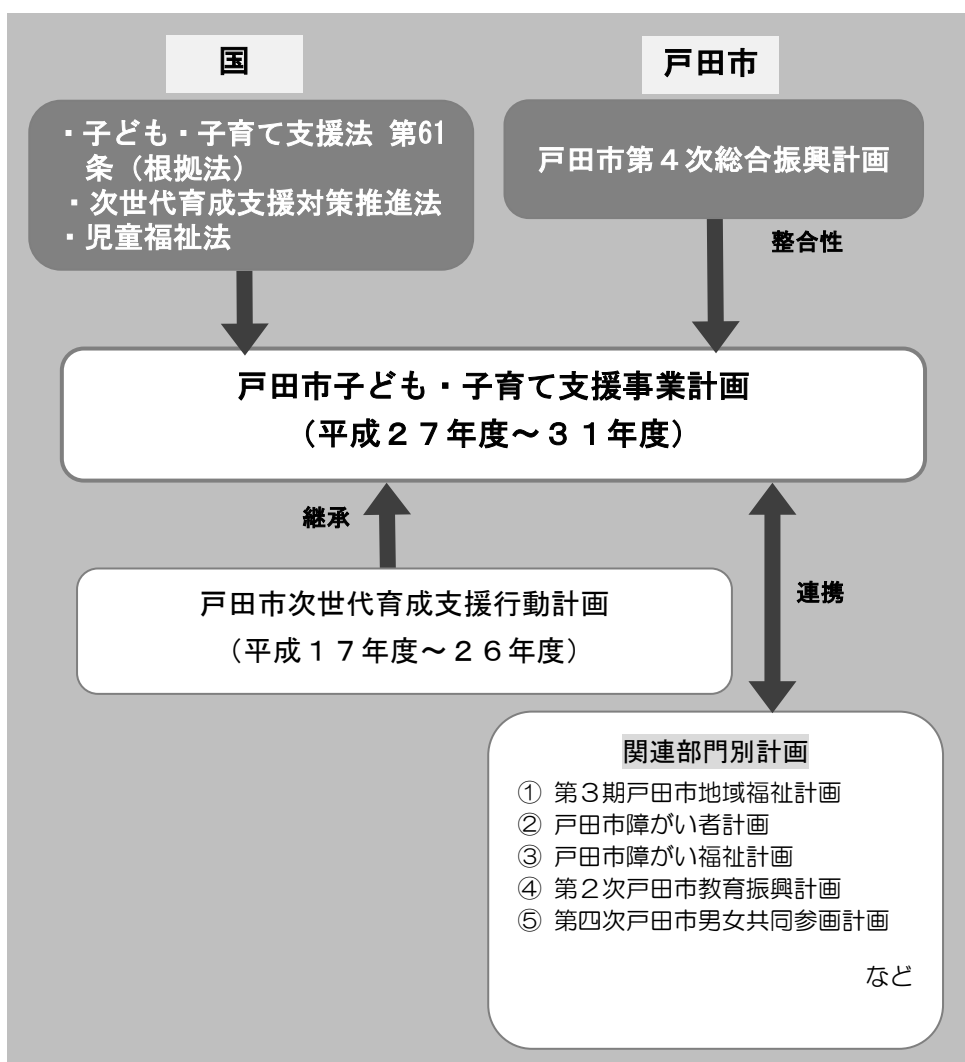
3 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、基本理念および子ども・子育て支援の意義を踏まえ策定するものです。

[子ども・子育て支援法の基本理念]

- 1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

図 1.1 上位計画、関連法案との関係



4 計画期間

本計画の期間は、子ども・子育ての新制度が始まる平成27年度から平成31年度までの5年間と定められています。



5 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て支援ニーズ調査の実施と施設・機関へのヒアリング

本計画の策定に先立ち、本市では就学前児童、小学校児童をもつ保護者に対しニーズを把握するために、平成25年10月に子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査を実施しました。

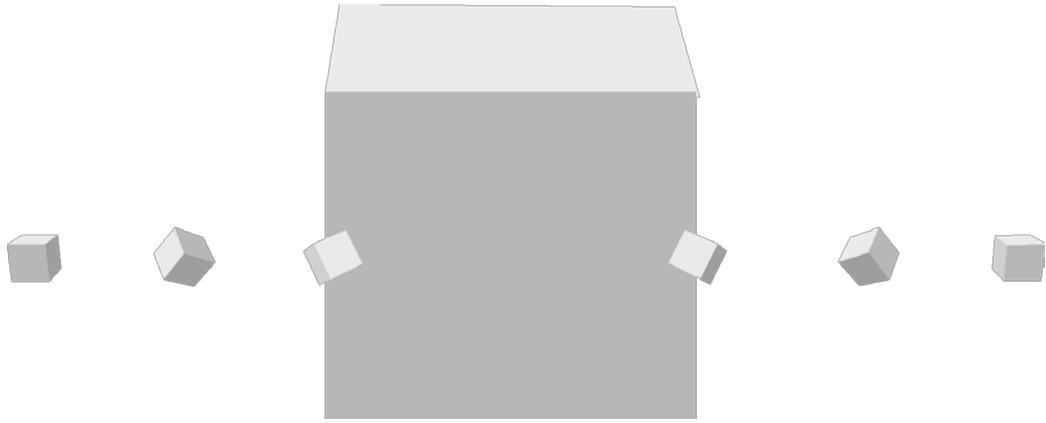
また、平成26年1月には子育て支援施設等の利用者にヒアリングを実施し、子育て家庭とその支援の現状及び課題を把握しました。

(2) 戸田市児童福祉審議会の設置

本市では、本計画の内容を審議するため、戸田市児童福祉審議会にて地方版「子ども・子育て会議での審議を持たせ、学識経験者、保育・教育関係者、児童福祉分野の団体の代表者などの委員による議論を行ってきました。各方面の有識者の参画によって、より実効性の高い計画策定を目指すものです。

(3) パブリックコメントの実施

「戸田市パブリックコメント制度」に基づき、計画策定にあたっての意見及び情報を広く市民から募集しました。



子ども・子育てを取り巻く状況

第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

1 人口動態と子ども世帯

(1) 総人口と年少人口の推移

戸田市の人口は、平成25年1月1日現在、128,171人で平成19年から増加傾向で推移しています。

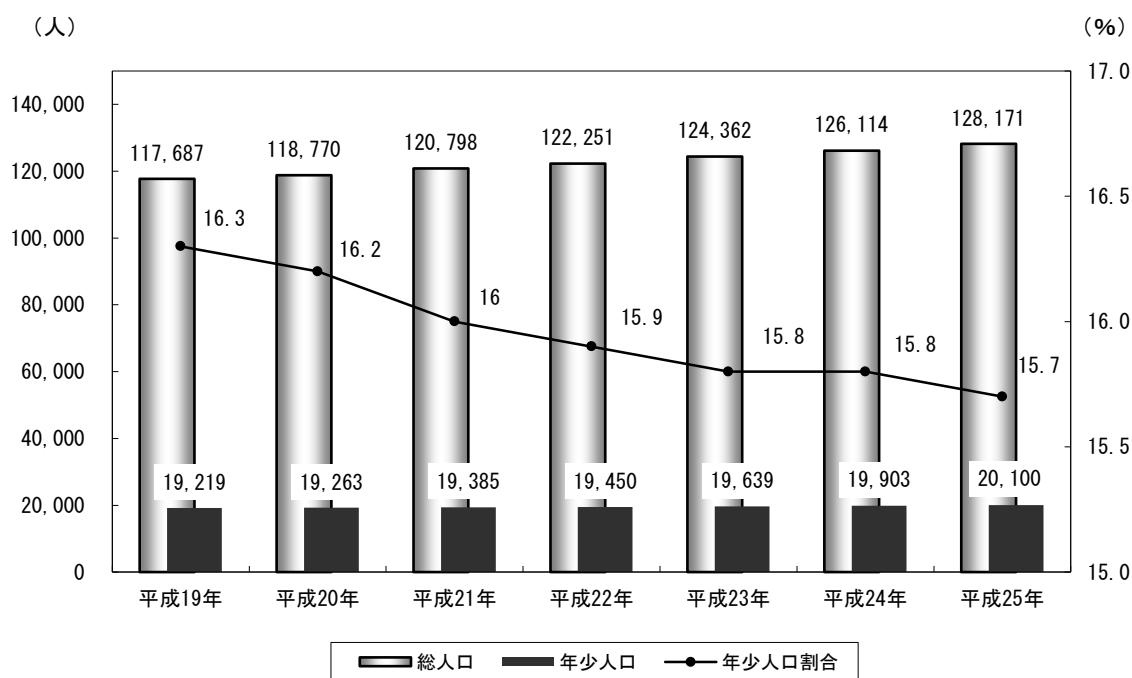
年少人口（15歳未満）においても、平成19年の19,219人から微増傾向で推移し、平成25年1月1日現在、20,100人で881人の増加となっていますが、年少人口割合は15.7%で減少傾向で推移しています。

図表 総人口と年少人口の推移

単位：人、%

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
総人口	117,687	118,770	120,798	122,251	124,362	126,114	128,171
年少人口 (15歳未満)	19,219	19,263	19,385	19,450	19,639	19,903	20,100
年少人口割合	16.3	16.2	16.0	15.9	15.8	15.8	15.7

資料：埼玉県年齢3区分人口



(2) 世帯数及び1世帯あたり人員の推移

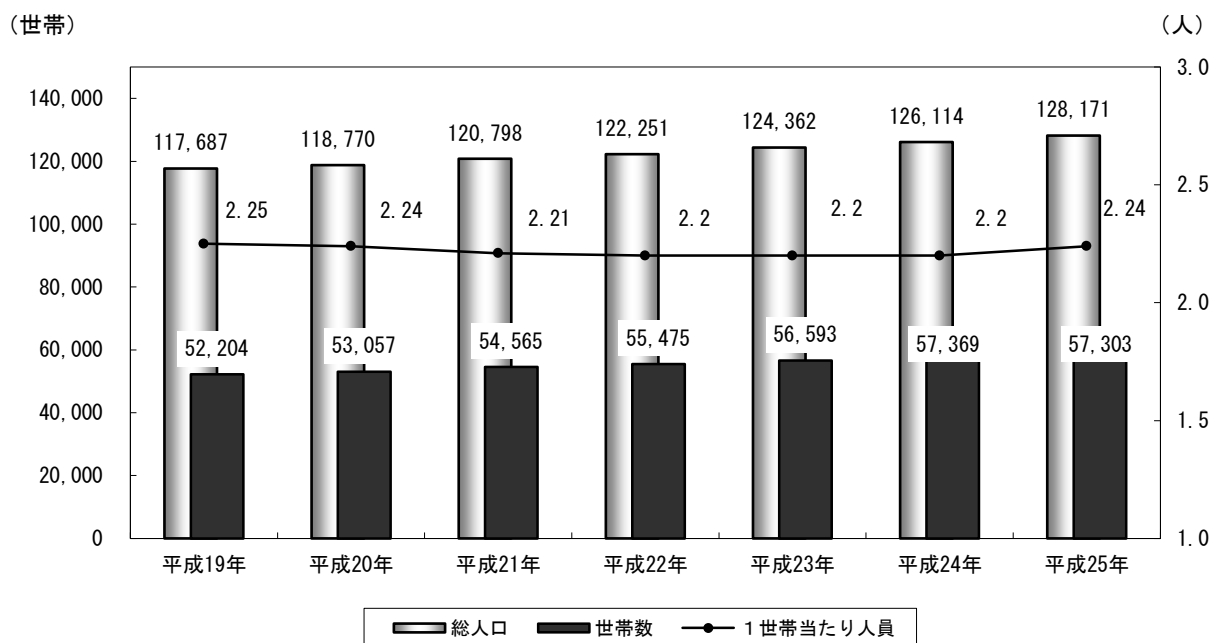
世帯数は、平成19年から増加傾向で推移し、平成25年1月1日現在、57,303世帯で平成19年から5,099世帯の増加となっています。1世帯あたり人員は横ばいで推移しており、平成25年1月現在の1世帯あたり的人员は2.24人となっています。

図表 世帯数及び1世帯あたり人員の推移

単位：人、世帯

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
総人口	117,687	118,770	120,798	122,251	124,362	126,114	128,171
世帯数	52,204	53,057	54,565	55,475	56,593	57,369	57,303
1世帯あたり人員	2.25	2.24	2.21	2.20	2.20	2.20	2.24

資料：埼玉県 第1表市区町村別・町（丁）字別世帯数及び男女別人口



資料：埼玉県 第1表市区町村別・町（丁）字別世帯数及び男女別人口

(3) 世帯の家族類型

国勢調査による家族類型別世帯をみると、平成22年時点の核家族世帯（28,563世帯）は、総世帯数（54,149世帯）の52.7%を占め、特に「女親と子ども」世帯が平成7年からの増加が顕著となっています。また、単独世帯（21,763世帯）も著しく増加しています。

図表 世帯の家族類型の推移

単位：世帯

家族類型別世帯数	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年	
					6歳未満 親族のい る世帯（再 掲）	18歳未満 親族のい る世帯（再 掲）
総数	38,629	44,331	49,059	54,149	6,053	13,539
A 親族世帯	25,761	28,512	30,512	31,453	6,035	13,353
I 核家族世帯	22,859	25,483	27,481	28,563	5,614	12,098
(1)夫婦のみ	6,602	7,610	8,329	8,676	-	-
(2)夫婦と子ども	13,822	15,056	15,782	16,138	5,425	11,076
(3)男親と子ども	539	532	653	696	12	123
(4)女親と子ども	1,896	2,285	2,717	3,053	177	899
II その他の親族世帯	2,902	3,029	3,031	2,890	421	1,255
(5)夫婦と両親	86	75	90	80	-	-
(6)夫婦とひとり親	219	280	298	302	-	-
(7)夫婦、子どもと両親	548	520	434	353	87	258
(8)夫婦、子どもとひとり親	1,032	985	956	865	152	493
(9)夫婦と他の親族 (親、子どもを含まない)	70	71	94	86	2	18
(10)夫婦、子どもと他の親族 (親を含まない)	165	222	260	262	71	198
(11)夫婦、親と他の親族(子 どもを含まない)	41	45	41	41	-	3
(12)夫婦、子ども、親と他 の親族	174	174	144	141	72	127
(13)兄弟姉妹のみ	293	334	363	381	-	2
(14)他に分類されない親族 世帯	274	323	351	379	37	156
B 非親族世帯	149	362	513	896	18	54
C 単独世帯	12,723	15,457	18,034	21,763	-	132

資料：国勢調査

2 少子化の動向

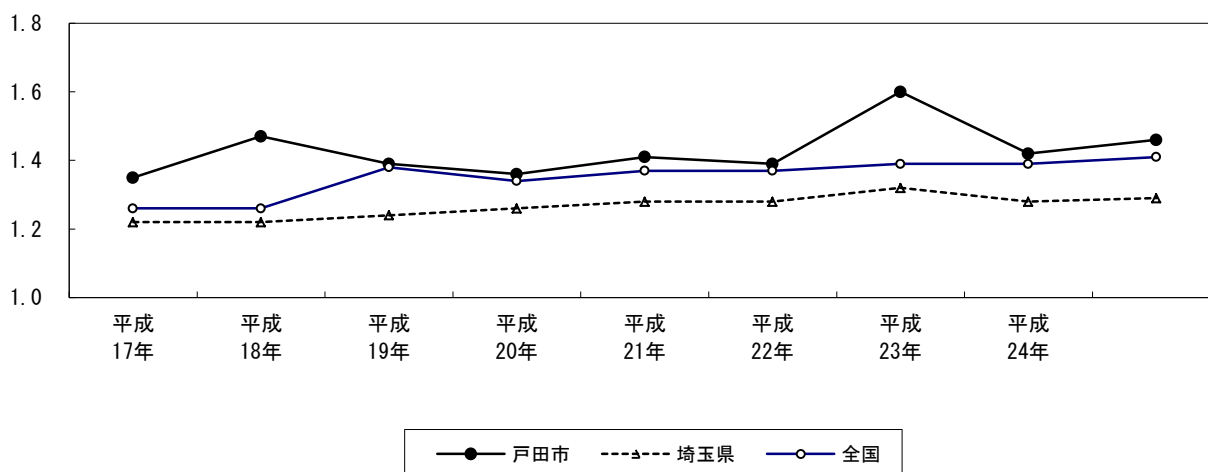
(1) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率(女性が一生の間に生むと考えられる子どもの数)の推移をみると、平成17年以降、県及び全国を上回っています。

図表 合計特殊出生率の推移

	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年
戸田市	1.47	1.39	1.36	1.41	1.39	1.60	1.42	1.46
埼玉県	1.22	1.24	1.26	1.28	1.28	1.32	1.28	1.29
全国	1.26	1.38	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41

資料：埼玉県人口動態総覧



(2) 出生数、出生率の推移

出生数、出生率（人口千人あたり）の推移では、出生数は増減を繰り返しながら平成 24 年では 1,448 人で近年では最も多くなっています。出生率（人口千人あたり）は 11.5‰（パーミル）となっています。

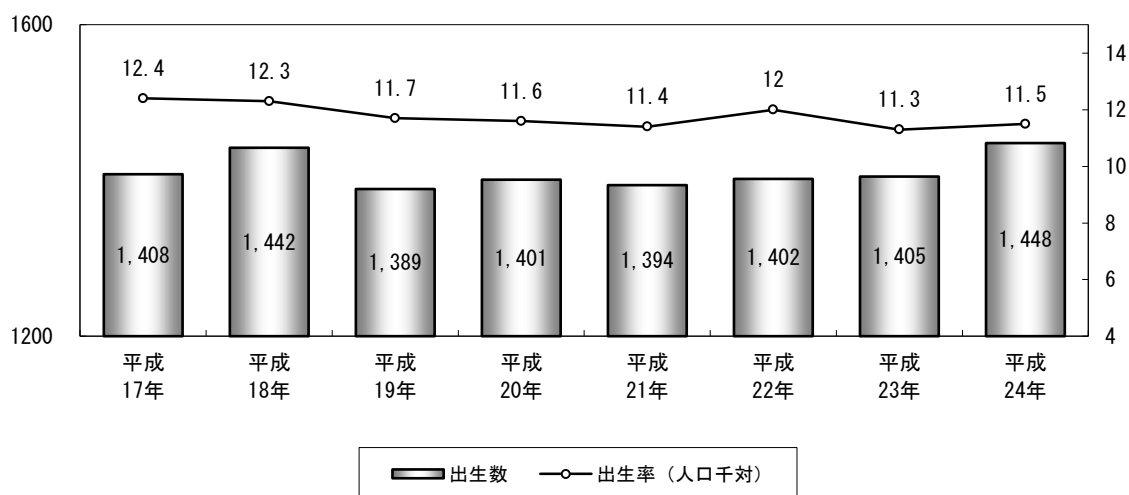
図表 出生数、出生率の推移

単位：人：‰（パーミル、千分率）

	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年
出生数	1,408	1,442	1,389	1,401	1,394	1,402	1,405	1,448
出生率	12.4	12.3	11.7	11.6	11.4	12.0	11.3	11.5

資料：埼玉県人口動態総覧

(人)



(3) 出生率の推移の比較

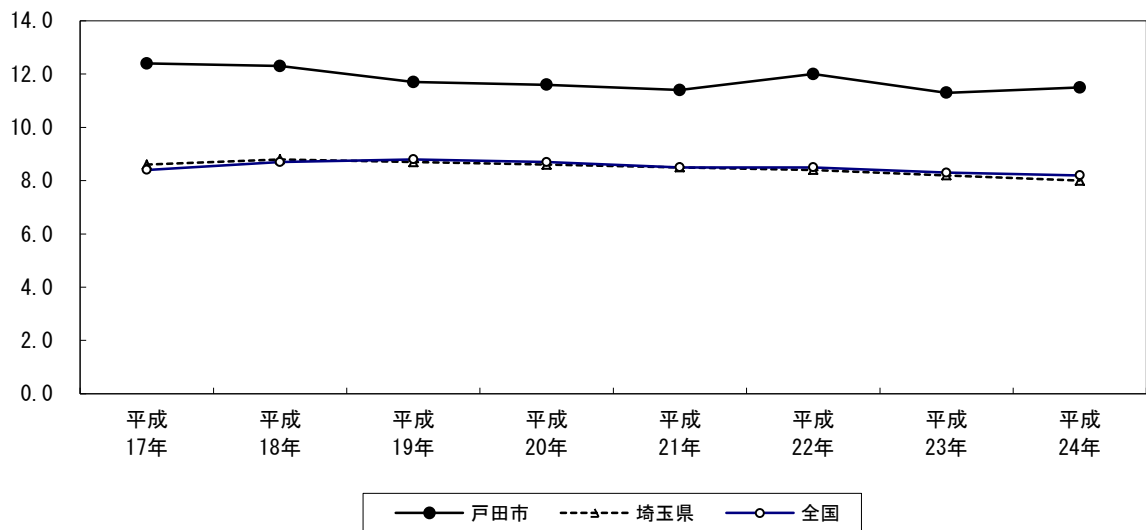
出生率（人口千人あたり）の推移をみると、平成 17 年以降は県及び全国を大きく上回っています。

図表 出生率の推移の比較

単位：‰

	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年
戸田市	12.4	12.3	11.7	11.6	11.4	12.0	11.3	11.5
埼玉県	8.6	8.8	8.7	8.6	8.5	8.4	8.2	8.0
全 国	8.4	8.7	8.8	8.7	8.5	8.5	8.3	8.2

資料：埼玉県人口動態総覧



(4) 未婚率の推移と比較（男性）

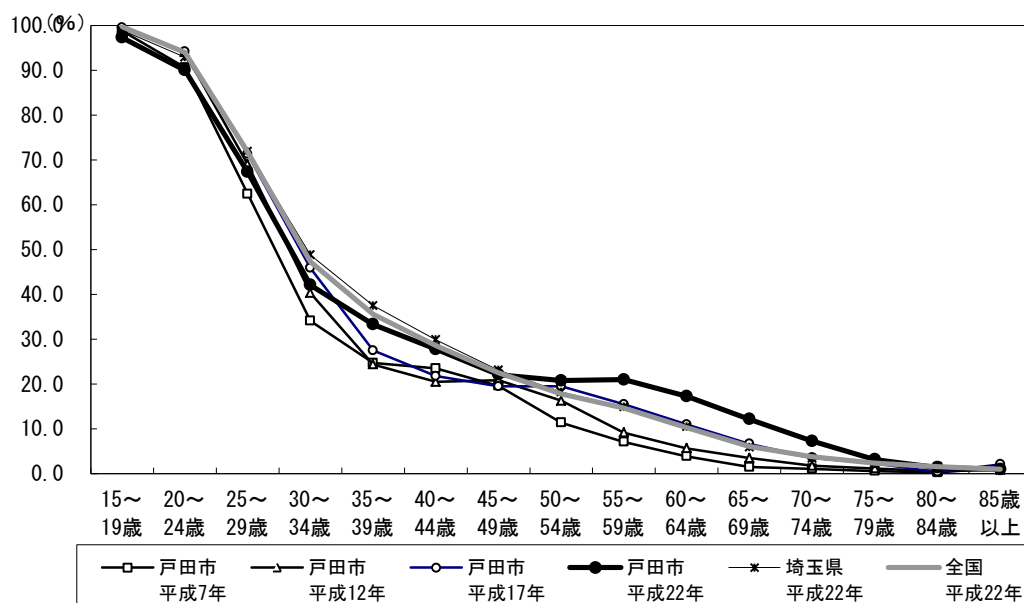
国勢調査によると平成22年時点の男性の未婚率は、30～34歳が42.1%、35～39歳では33.3%となっており、3人に1人が未婚者となっていますが、県及び全国を下回っています。また推移をみると35～44歳において平成17年に比べると高くなっています。

図表 未婚率の推移の比較（男性）

単位：%

	戸田市				埼玉県	全国
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年	平成22年
15～19歳	98.8	99.4	99.5	97.3	98.9	99.7
20～24歳	90.6	94.0	94.2	90.0	92.9	94.0
25～29歳	62.4	69.0	71.3	67.3	71.9	71.8
30～34歳	34.1	40.3	45.9	42.1	48.8	47.3
35～39歳	24.7	24.4	27.5	33.3	37.5	35.6
40～44歳	23.5	20.5	21.8	27.8	29.9	28.6
45～49歳	19.6	20.9	19.5	22.1	23.1	22.5
50～54歳	11.4	16.3	19.5	20.8	18.2	17.8
55～59歳	7.1	9.2	15.5	21.0	14.9	14.7
60～64歳	3.9	5.7	11.0	17.3	10.5	10.3
65～69歳	1.5	3.5	6.7	12.2	5.9	6.1
70～74歳	1.1	1.8	3.6	7.3	3.4	3.8
75～79歳	0.6	1.2	2.3	3.2	2.2	2.4
80～84歳	0.3	0.6	0.4	1.4	1.6	1.6
85歳以上	1.3	0.9	2.1	1.0	0.9	1.0

資料：国勢調査



(5) 未婚率の推移と比較（女性）

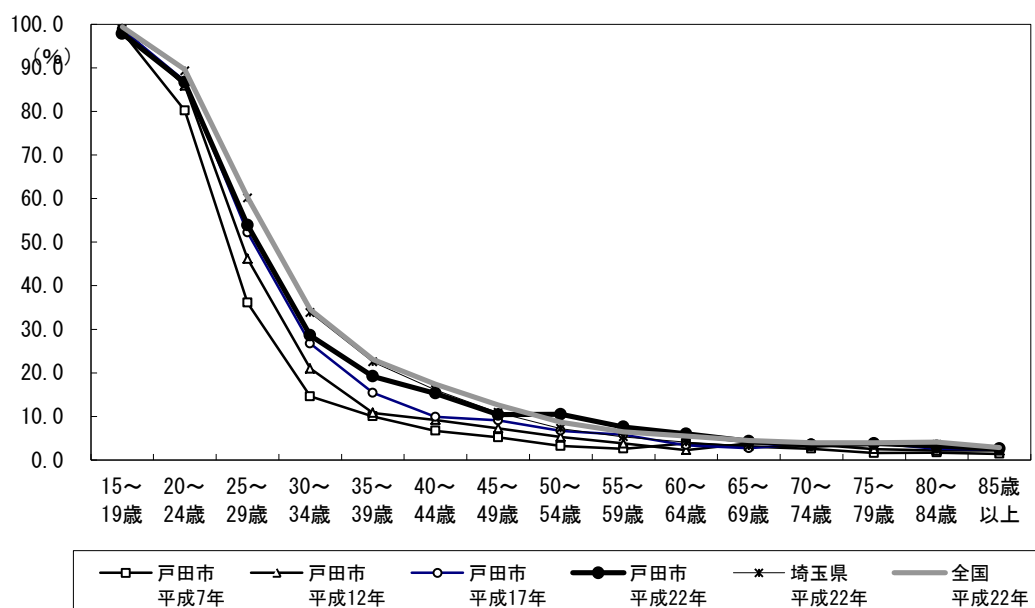
国勢調査によると平成22年時点の女性の未婚率は、25～29歳で53.9%、30～34歳で28.6%、35～39歳が19.2%といずれも、県及び全国を下回っています。平成7年との比較から推移で見ると未婚率が高く推移しており、晩婚化が進行していることがうかがえます。

図表 未婚率の推移の比較（女性）

単位：%

	戸田市				埼玉県	全国
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年	平成22年
15～19歳	98.2	98.9	98.8	97.8	98.8	99.4
20～24歳	80.2	85.9	87.0	86.6	89.3	89.6
25～29歳	36.1	46.2	52.2	53.9	60.1	60.3
30～34歳	14.6	21.0	26.7	28.6	33.8	34.5
35～39歳	10.0	10.8	15.4	19.2	22.5	23.1
40～44歳	6.7	9.2	9.9	15.3	16.1	17.4
45～49歳	5.2	7.3	9.1	10.4	10.9	12.6
50～54歳	3.2	5.3	6.7	10.5	7.2	8.7
55～59歳	2.6	3.8	5.8	7.6	5.3	6.5
60～64歳	3.8	2.3	3.4	6.0	4.1	5.5
65～69歳	3.1	3.8	2.7	4.3	3.2	4.5
70～74歳	2.6	3.6	3.8	3.4	3.0	4.0
75～79歳	1.6	2.5	3.9	3.8	3.3	4.0
80～84歳	1.7	2.2	2.6	3.2	3.6	4.1
85歳以上	1.4	2.2	2.4	2.6	2.4	2.9

資料：国勢調査



(6) 年齢別労働力率の推移と比較（男性）

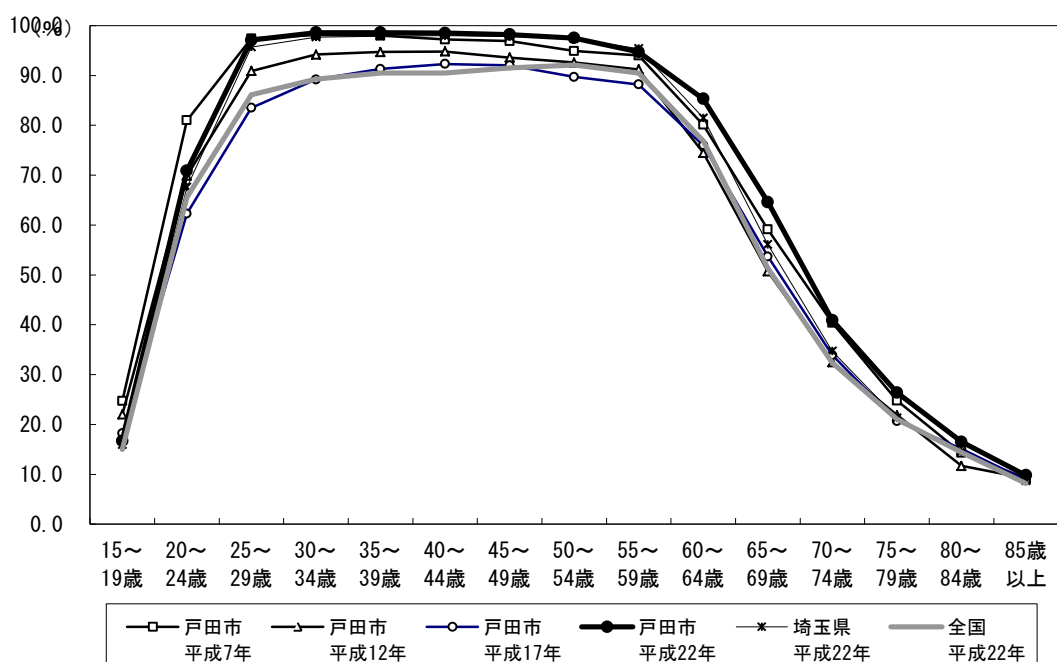
国勢調査によると、平成22年時点の男性の労働力率は、30歳代～40歳代で98%台を維持しており、県及び全国を上回っております。また、推移をみても各年齢層で労働力率は高くなっています。

図表 年齢別労働力率の推移と比較（男性）

単位：%

	戸田市				埼玉県	全国
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年	平成22年
15～19歳	24.7	22.0	18.2	16.7	16.0	15.0
20～24歳	81.0	69.9	62.3	70.9	67.6	65.6
25～29歳	97.4	90.9	83.5	97.1	95.7	86.1
30～34歳	98.1	94.2	89.2	98.6	97.7	89.3
35～39歳	98.0	94.7	91.3	98.6	97.9	90.5
40～44歳	97.2	94.8	92.3	98.5	98.0	90.5
45～49歳	96.9	93.6	92.0	98.2	97.8	91.5
50～54歳	94.9	92.6	89.7	97.5	97.4	92.1
55～59歳	94.0	91.2	88.2	94.7	95.4	90.5
60～64歳	80.1	74.5	76.0	85.3	81.5	76.9
65～69歳	59.1	50.7	53.7	64.6	56.1	51.3
70～74歳	40.4	32.5	33.9	40.9	34.7	32.4
75～79歳	24.8	21.9	20.7	26.4	21.3	21.1
80～84歳	14.3	11.7	15.1	16.5	14.6	14.4
85歳以上	9.2	9.2	8.8	9.8	8.7	8.2

資料：国勢調査



(7) 年齢別労働力率の推移と比較（女性）

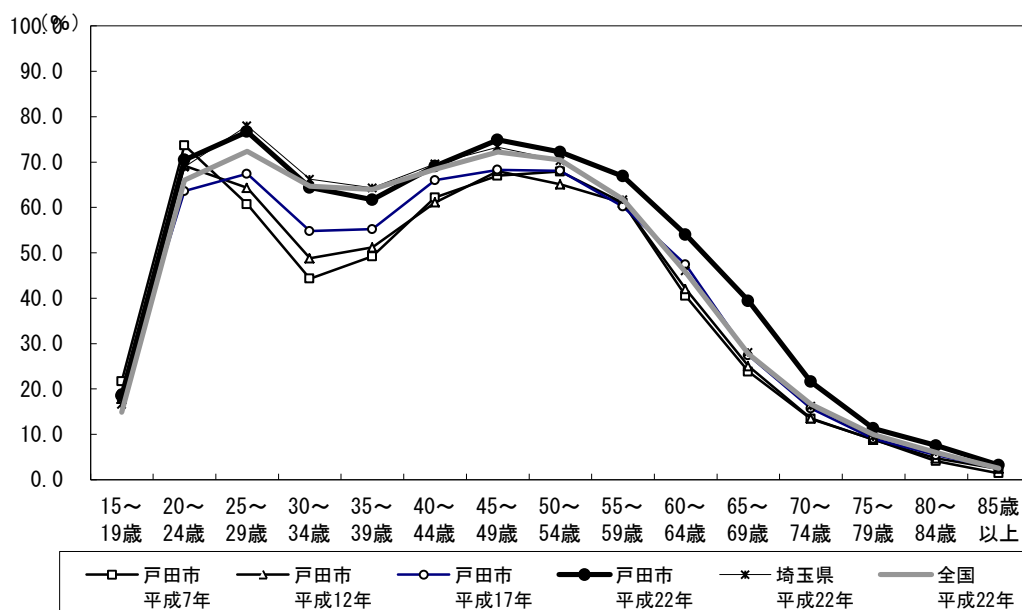
国勢調査によると平成22年時点の女性の労働力率は、30歳代で県及び全国を下回っています。平成17年と比較すると各年齢層で高くなっています。特に45歳以上では県、全国を上回っています。全体的に女性の労働力率は上昇しており、M字からほぼ脱却できる傾向を示しています。

図表 年齢別労働力率の推移と比較（女性）

単位：%

	戸田市				埼玉県	全国
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年	平成22年
15～19歳	21.7	17.8	19.0	18.5	16.6	14.9
20～24歳	73.7	69.2	63.6	70.5	68.9	66.0
25～29歳	60.7	64.3	67.4	76.7	78.0	72.4
30～34歳	44.3	48.8	54.8	64.4	66.2	64.7
35～39歳	49.2	51.2	55.2	61.7	64.3	64.0
40～44歳	62.2	61.1	66.0	69.1	69.6	68.4
45～49歳	67.0	68.0	68.3	74.9	73.3	72.2
50～54歳	67.9	65.1	68.1	72.2	70.3	70.5
55～59歳	61.0	61.0	60.2	66.9	61.7	61.8
60～64歳	40.5	42.0	47.4	54.0	46.0	45.7
65～69歳	23.8	25.0	27.4	39.4	28.0	27.7
70～74歳	13.4	13.5	15.7	21.6	16.2	16.6
75～79歳	8.9	8.8	9.0	11.3	9.4	9.9
80～84歳	4.1	4.7	5.4	7.5	6.1	6.0
85歳以上	1.4	2.4	2.5	3.2	2.7	2.5

資料：国勢調査



(8) 母の年齢別出生数の推移

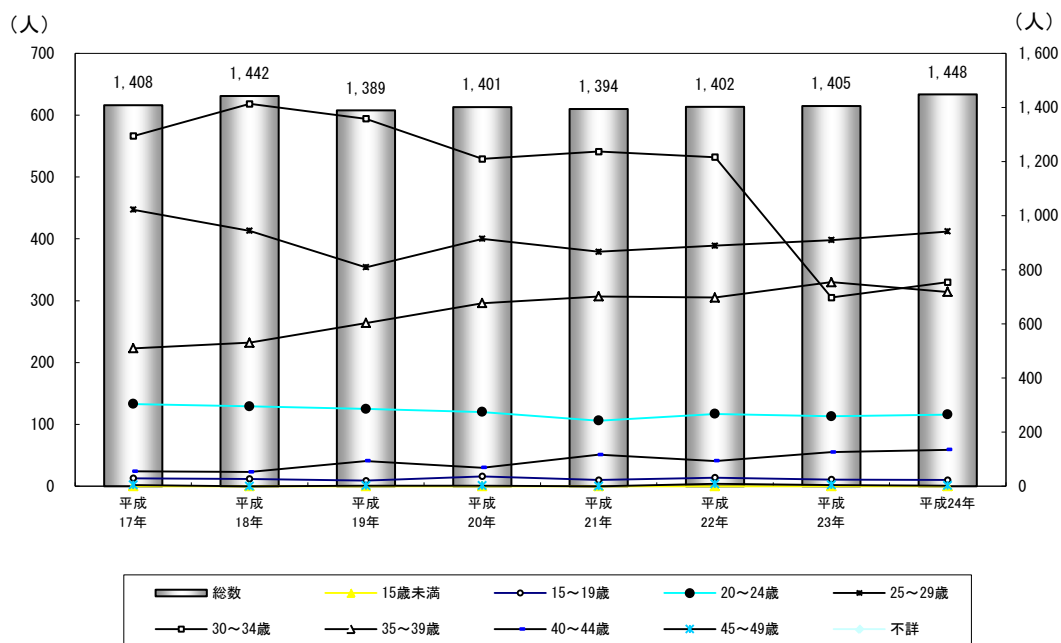
母の年齢別出生数の推移をみると平成17年から「20～24歳」「25～29歳」「30～34歳」が減少し、一方で「35～39歳」「40～44歳」は増加しており、晩産化傾向が進行していることがうかがえます。

図表 母の年齢別出生数の推移

単位：人

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
総数	1,408	1,442	1,389	1,401	1,394	1,402	1,405	1,448
15歳未満								
15～19歳	13	12	9	16	10	14	11	10
20～24歳	133	129	125	120	106	117	113	116
25～29歳	447	413	354	400	379	389	398	412
30～34歳	566	618	594	529	541	532	496	536
35～39歳	223	232	264	296	307	305	330	314
40～44歳	24	23	41	30	51	41	55	59
45～49歳	2	0	1	1	0	4	2	1

資料：埼玉県人口動態総覧



(9) 婚姻数、婚姻率の推移

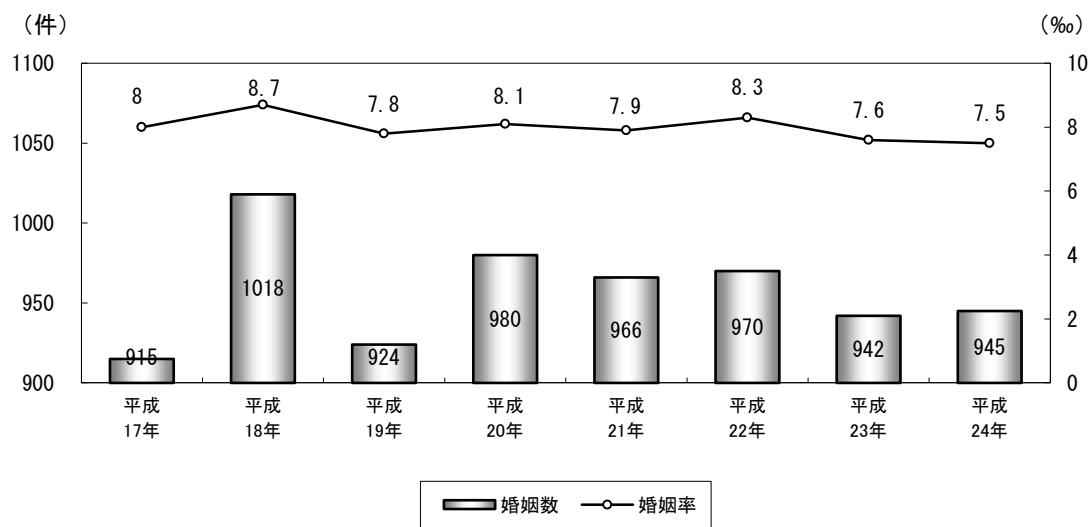
婚姻数は、平成 24 年で 945 件となっています。婚姻率（人口千人あたり）で見るとは 7.5‰（パーミル）と近年では最も低くなっています。

図表 婚姻数、婚姻率の推移

単位：件、‰

	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年
婚姻数	915	1018	924	980	966	970	942	945
婚姻率	8.0	8.7	7.8	8.1	7.9	8.3	7.6	7.5

資料：埼玉県人口動態総覧



(10) 離婚数、離婚率の推移

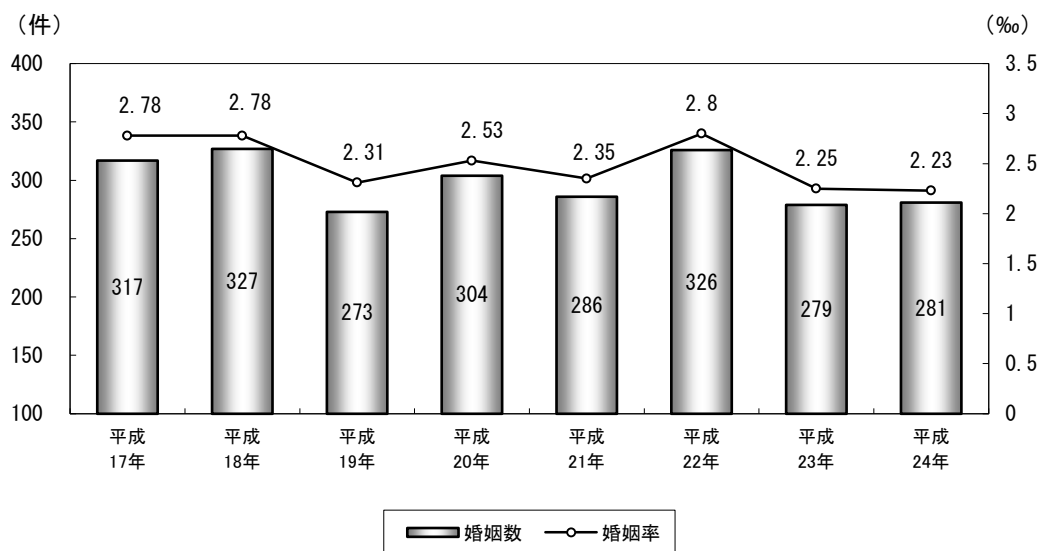
離婚数は、平成24年では281件となっています。離婚率（人口千人あたり）は2.23%で近年では最も低くなっています。

図表 離婚数、離婚率の推移

単位：件、‰

	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年
離婚数	317	327	273	304	286	326	279	281
離婚率（人口千対）	2.78	2.78	2.31	2.53	2.35	2.80	2.25	2.23

資料：埼玉県人口動態総覧



3 保育環境・教育環境の状況

(1) 保育所入所児童数

平成26年3月31日現在 単位：か所、人

	施設数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
平成21年度	16	104	212	274	318	321	304	1533
平成22年度	16	104	218	287	324	334	322	1,589
平成23年度	17	119	238	308	343	349	333	1,690
平成24年度	19	134	272	340	373	371	353	1,843
平成25年度	21	144	298	374	414	392	375	1,997

(2) 保育所待機児童数

平成26年3月31日現在 単位：人

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
平成21年度	3	25	5	5	0	0	38
平成22年度	4	29	10	4	0	0	47
平成23年度	4	25	14	1	0	0	44
平成24年度	0	13	6	0	0	0	19
平成25年度	0	16	15	3	0	0	34

(3) 認定こども園入園数

平成26年3月31日現在 単位：人

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
平成21年度	0	0	0	0	0	0	0
平成22年度	0	0	0	0	0	0	0
平成23年度	0	0	0	0	0	0	0
平成24年度	0	0	0	0	0	0	0
平成25年度	0	0	0	0	0	0	0

(4) 私立幼稚園、公立幼稚園の入園児童数

平成26年3月31日現在 単位：か所、人

	私立		公立	
	施設数	児童数	施設数	児童数
平成21年度	10	2,584	0	0
平成22年度	10	2,533	0	0
平成23年度	10	2,612	0	0
平成24年度	10	2,681	0	0
平成25年度	10	2,731	0	0

(5) 学童保育所入所児童数

平成26年3月31日現在 単位：人

	施設数	児童数
平成21年度	17	828
平成22年度	19	841
平成23年度	22	894
平成24年度	24	937
平成25年度	24	993

4 ニーズ調査の概要

(1) 調査時期と調査方法

調査時期：平成 25 年 10 月 15 日～10 月 31 日

調査方法：郵送方式により調査票を配布・回収

(2) 調査の配布・回収状況

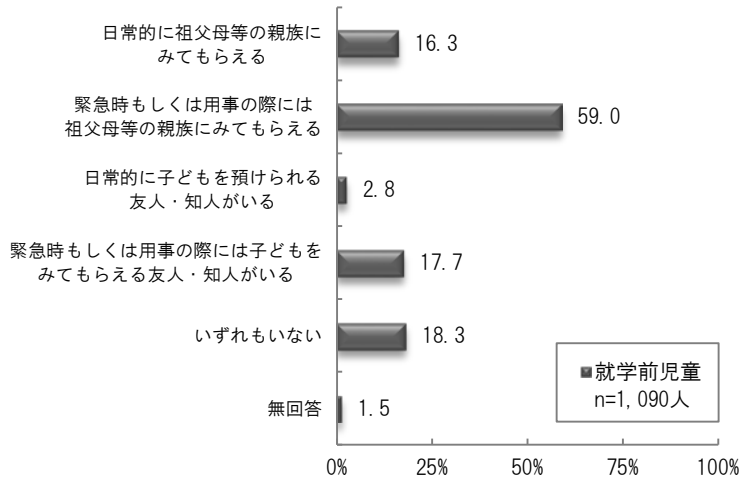
調査票の配布・回収状況

調査対象者区分	就学前児童の保護者			小学校児童の保護者		
	配布数	回収数	回収率	配布数	回収数	回収率
市全域	2,500 人	1,090 人	43.6%	1,500 人	659 人	43.9%

(3) 調査結果

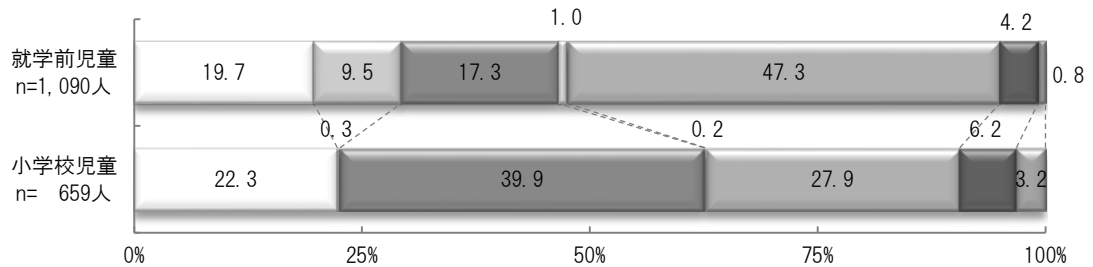
① 日頃、みてもらえる親族・知人の有無

■主な親族等協力者の状況



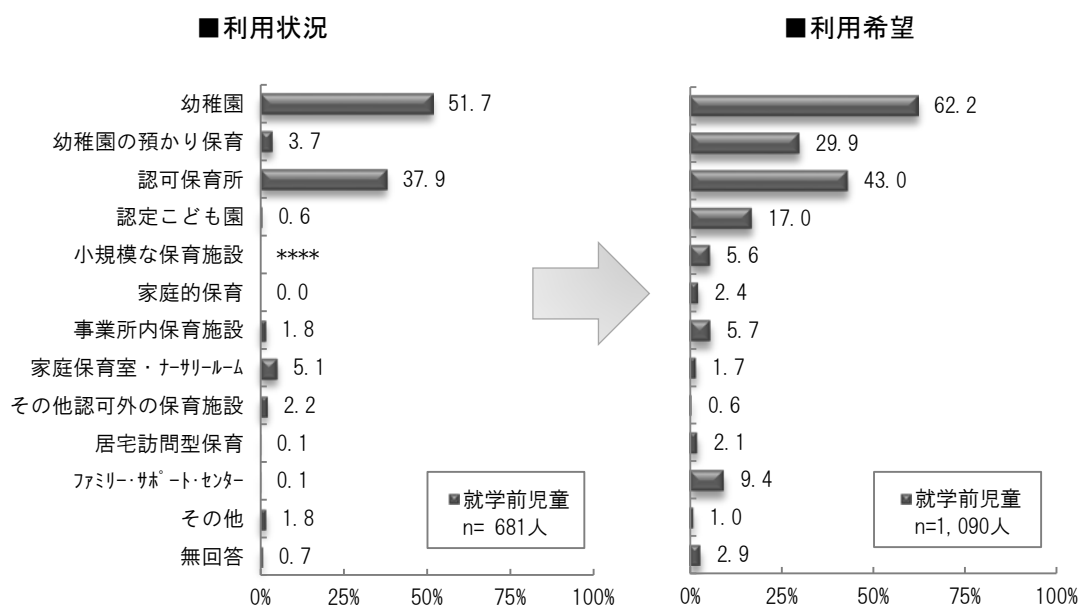
② 母親の就労状況

■母親の就労状況

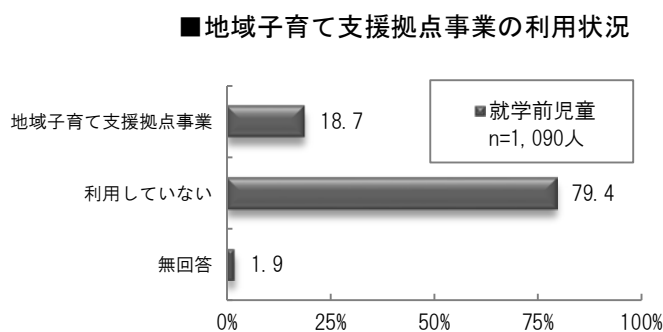


- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

③ 平日の教育・保育事業の利用状況と利用希望

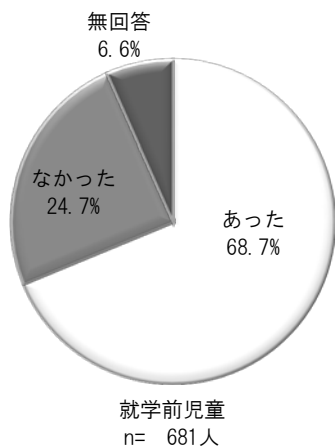


④ 地域子育て支援拠点事業の利用状況

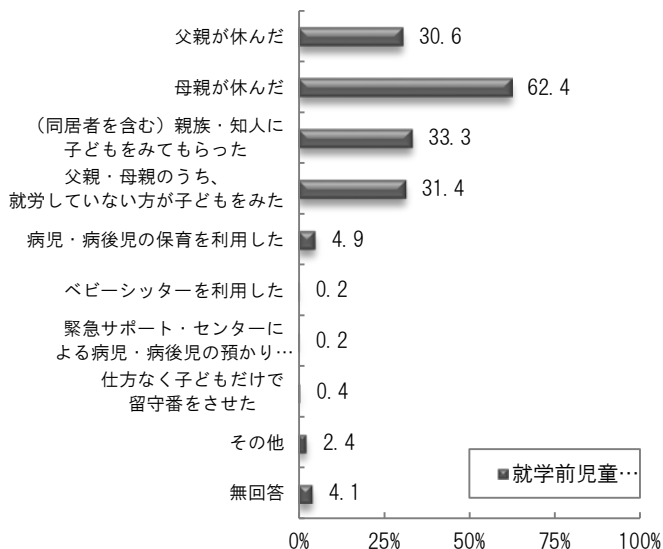


⑤ 病気やケガで、通常の事業が利用できなかったことの有無とその対処方法

■利用できなかったことの有無

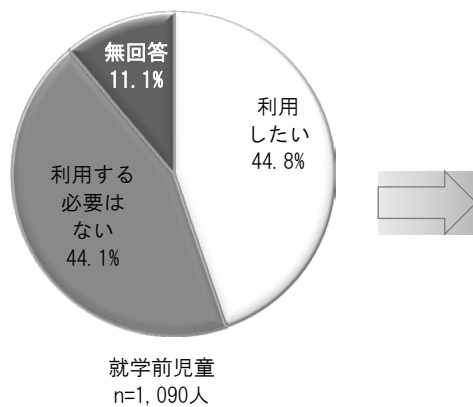


■その対処方法

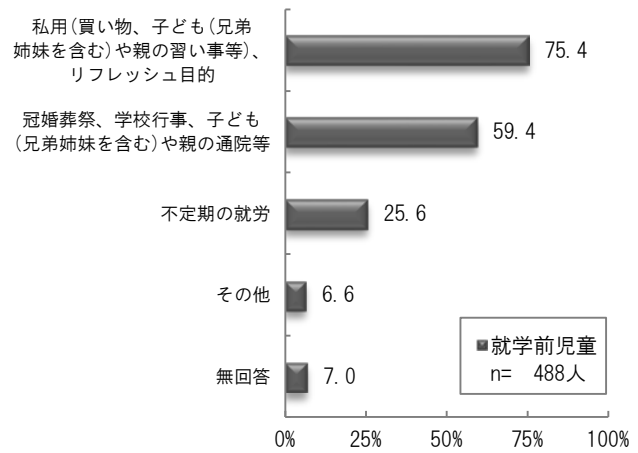


⑥ 一時保育事業の利用希望とその目的

■利用希望

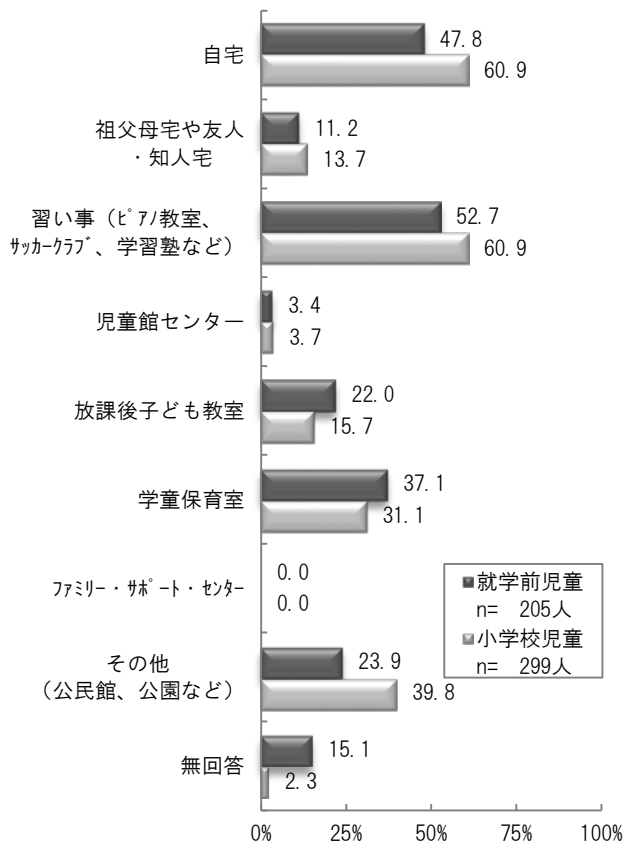


■その目的

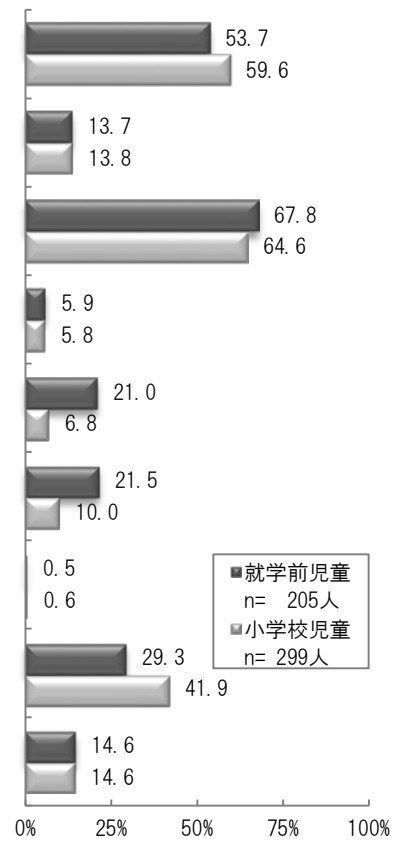


⑦ 平日の放課後の過ごし方

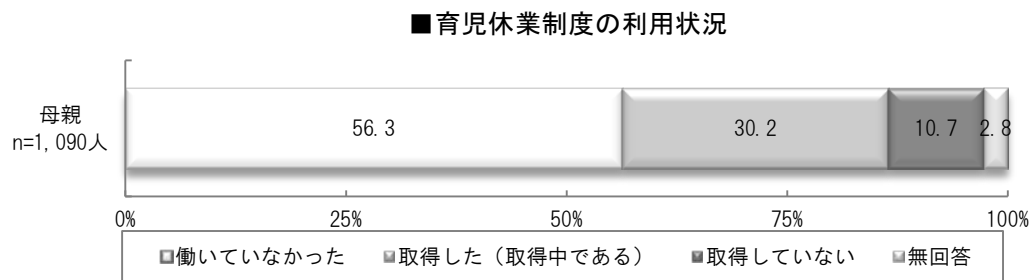
小学校低学年(になった場合)の過ごし方



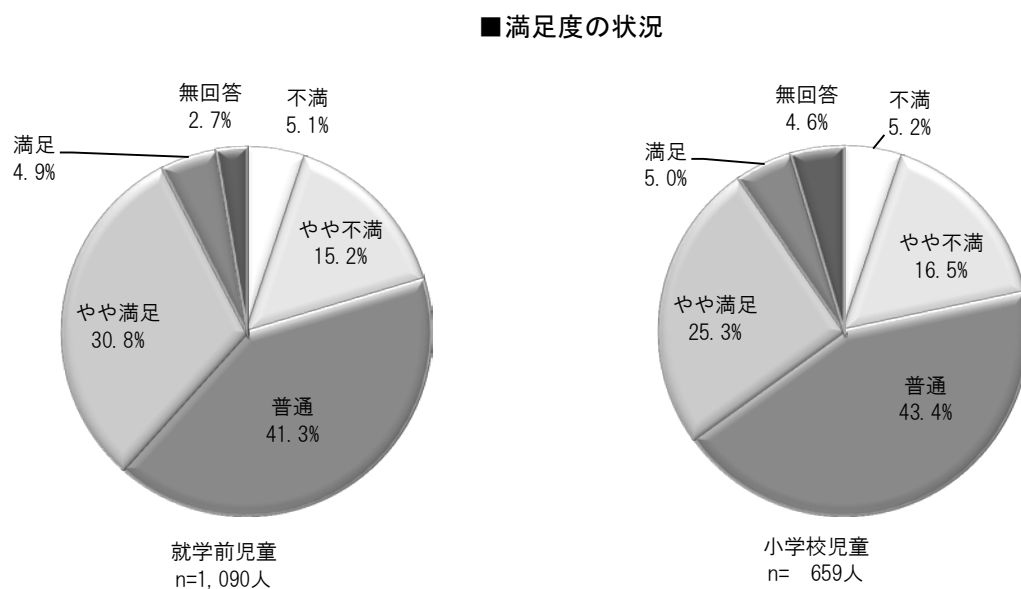
小学校高学年(になった場合)の過ごし方

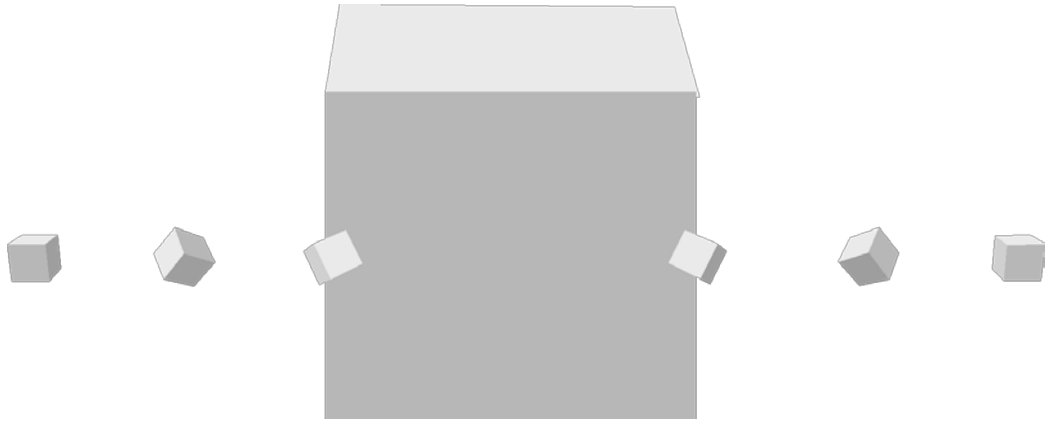


⑧ 育児休業制度の利用状況



⑨ 地域の子育て支援の環境や支援についての満足度

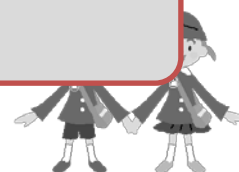




計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念



子育てに喜びや楽しみを感じ、安心して子どもを産み育てられるとともに、子どもたちが自信をもって自己を確立し、友だちや家庭・地域と深くかかわり、将来に希望を抱く“輝く存在”へ成長するまちを目指し、この計画の基本理念を「子どもが輝くまちとだ ～子どもとおとなでつくる確かな次代～」とします。

家庭・学校・地域において、子どもの育つ力を信頼・尊重しながら、子どもと大人のパートナーシップにより、確かな次代の戸田づくりを進めます。

2 新制度の全体像

『子ども・子育て支援新制度』とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

主なポイントは「保育の量的拡大・確保」、「認定こども園の普及」、「地域子ども・子育て支援の強化」です。

図 新制度のポイント

◆3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

◆主なポイント

○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）

及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

*地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

○認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ

・既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進

・幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ

・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

○地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実



出典：内閣府資料

資料：国子ども・子育て会議資料

3 新制度の事業体系

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

(1) 子どものための教育・保育給付

■施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」等の教育・保育施設です。市町村が保護者に対して施設型給付費を支給することになります。

ただし、施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

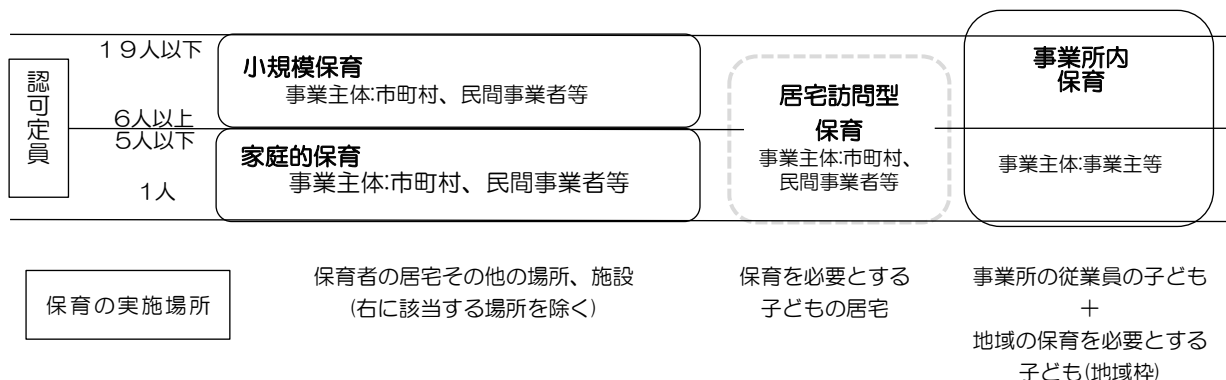
- a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

■地域型保育給付

新制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。

図4.2 地域型保育事業の構成



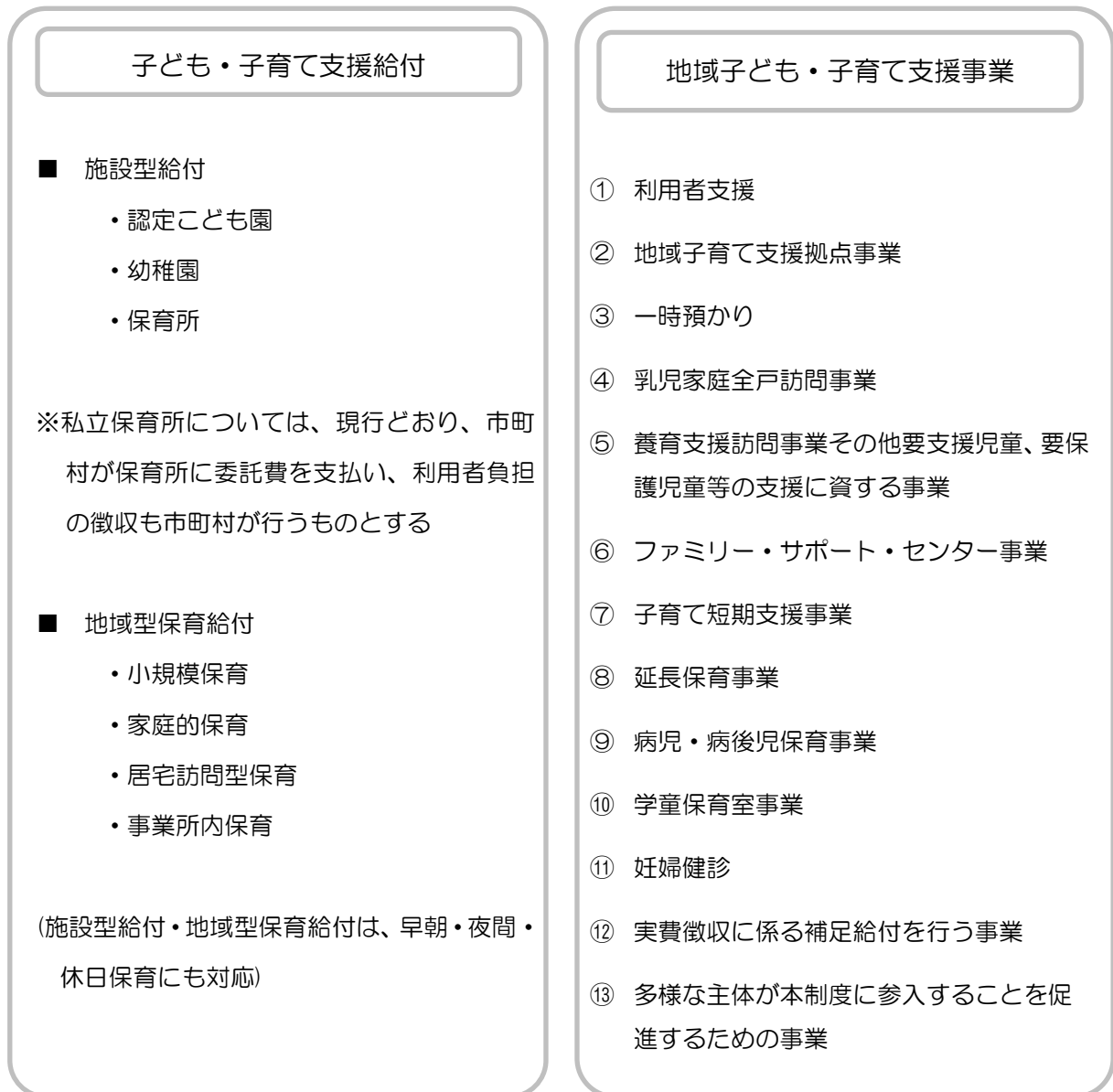
資料：国子ども・子育て会議資料

(2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で13事業定められており、その13事業は交付金の対象となります。

図 新制度における事業の体系



(3) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

■認定区分

認定は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童 (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前児童 (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園 地域型保育事業

■認定基準

保育の必要性の認定(2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども)に当たっては以下の3点について基準を策定します。

事 由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的にすべての就労 ②就労以外の事由 保護者の疾病・障害、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして戸田市が認める事由
区 分*	①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 (現行の11時間の開所時間に相当) ②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 (本市では、下限時間を64時間以上と設定)
優先利用	ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

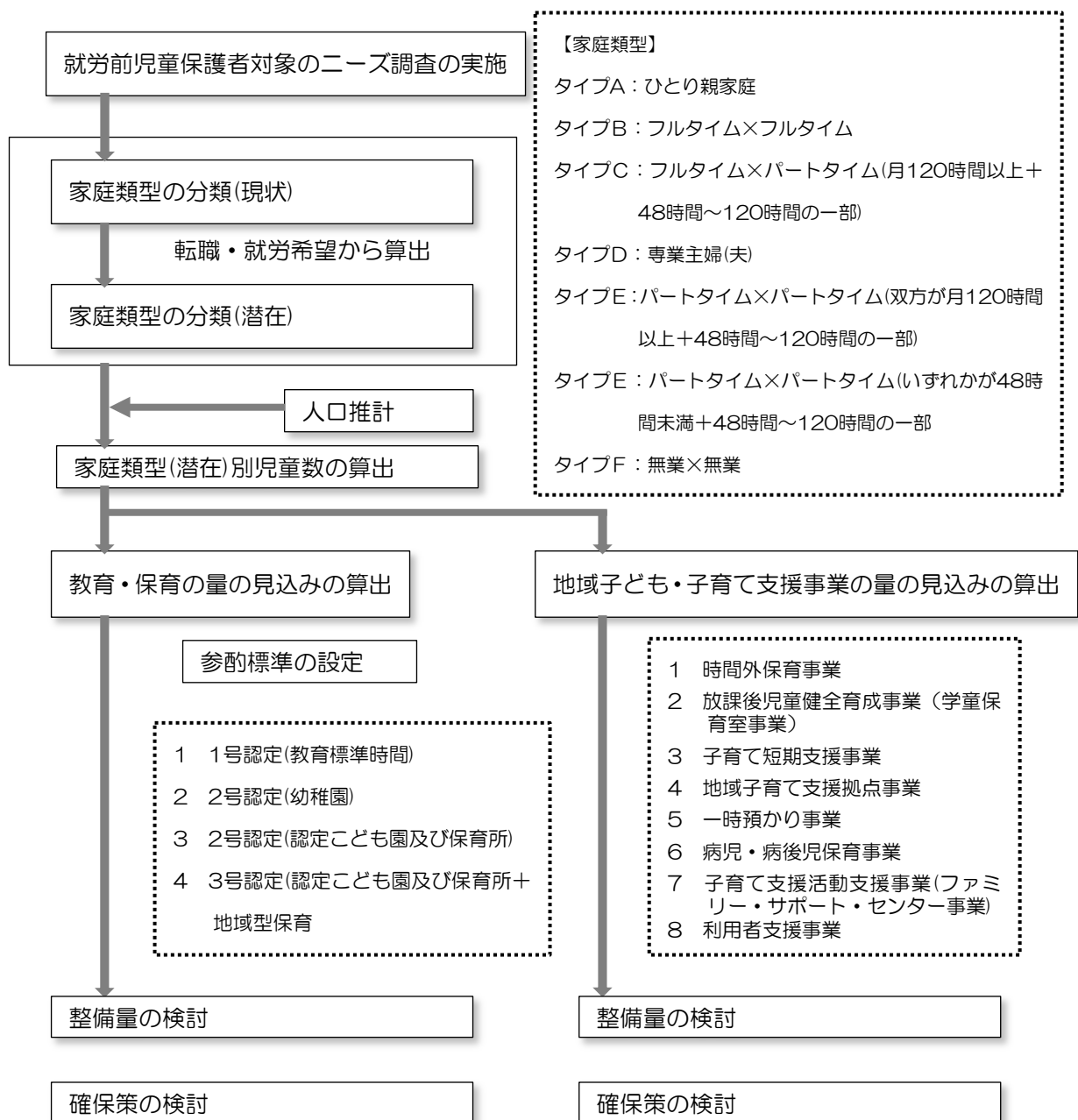
*区分は、月単位の保育の必要量に関する区分です。

4 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

(1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、本市の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

図4.* 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー



5 教育・保育の提供区域

区域設定については、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備状況、その他の条件を総合的に勘案して市全体を1区域と設定します。



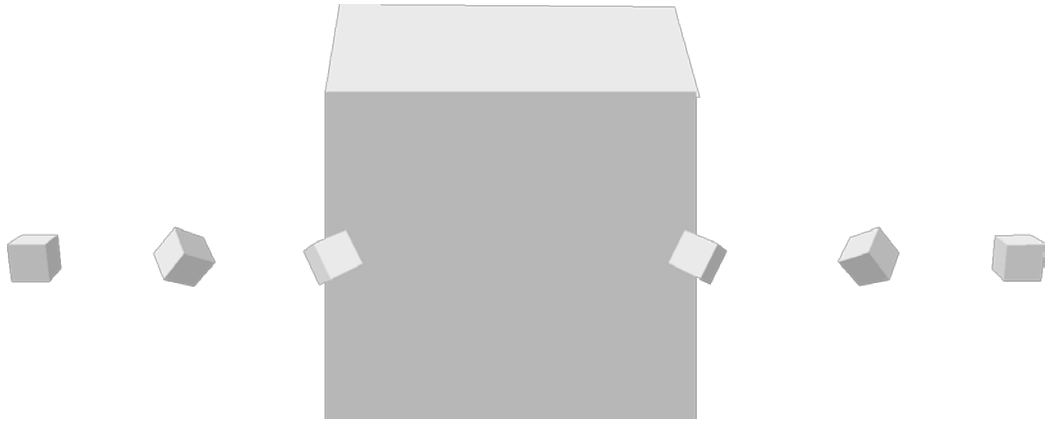
地図

6 計画期間の児童人口推計

計画期間における年齢各歳別人口

年齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	1,469	1,466	1,465	1,466	1,467
1歳	1,520	1,524	1,520	1,519	1,521
2歳	1,447	1,503	1,507	1,503	1,502
3歳	1,408	1,410	1,465	1,469	1,465
4歳	1,317	1,369	1,370	1,423	1,427
5歳	1,273	1,285	1,336	1,336	1,388
6歳	1,279	1,243	1,256	1,305	1,306
7歳	1,171	1,232	1,197	1,211	1,257
8歳	1,211	1,191	1,253	1,217	1,231
9歳	1,362	1,240	1,220	1,284	1,247
10歳	1,334	1,358	1,236	1,216	1,280
11歳	1,260	1,314	1,338	1,218	1,198

第2部 各論



教育・保育施設の充実

第1章 教育・保育施設の充実

1 教育・保育施設の必要量の見込みと確保方策

(1) 1号認定：満3歳以上の学校教育のみの就学前児童（保育の必要性なし）

平成	25年度実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
㊤量の見込	2,682	2,691	2,715	2,765	2,782	2,795
㊥確保の内容	2,682	2,920	2,920	2,920	2,920	2,920
特定教育・保育施設	0	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	2,682	2,920	2,920	2,920	2,920	2,920
㊥－㊤	0	229	205	155	138	125

【確保の内容】

(2) 2号認定：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童（保育を必要とする子ども）

平成	25年度実績	年度	年度	年度	年度	年度
㊤量の見込	1,202	1,672	1,805	1,970	2,124	2,291
幼児期の学校教育の利用希望が強い	—	374	380	390	395	400
上記以外	1,202	1,298	1,425	1,580	1,729	1,891
㊥確保の内容	1,202	1,871	2,010	2,153	2,291	2,429
特定教育・保育施設	—	1,798	1,937	2,080	2,218	2,356
認可外保育施設	—	73	73	73	73	73
㊥－㊤	0	199	205	183	167	138

【確保の内容】

(3) 3号認定(0歳児)：3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前児童(保育を必要とする子ども)

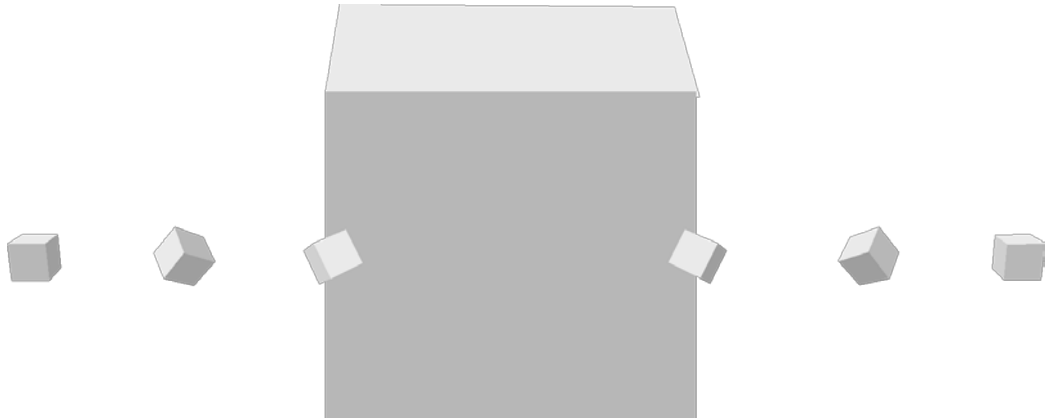
平成	25年度実績	年度	年度	年度	年度	年度
㊤量の見込	191	208	220	232	245	259
㊥確保の内容	191	228	246	267	288	309
特定教育・保育施設	—	187	205	223	241	259
地域型保育事業	—	0	0	3	6	9
認可外保育施設	—	41	41	41	41	41
㊥-㊤	0	20	26	35	43	50

【確保の内容】

(4) 3号認定(1・2歳児)：3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前児童(保育を必要とする子ども)

	25年度実績	年度	年度	年度	年度	年度
㊤量の見込	837	949	1,046	1,131	1,221	1,320
㊥確保の内容	837	977	1,056	1,147	1,238	1,329
特定教育・保育施設	—	702	781	860	939	1,018
地域型保育事業	—	0	0	12	24	36
認可外保育施設	—	275	275	275	275	275
㊥-㊤	0	28	10	16	17	9

【確保の内容】



地域子ども・子育て支援事業の充実

第2章 地域子ども・子育て支援事業の提供

1 利用者支援事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	利用者支援事業
(2) 事業の概要	認定こども園、保育所、幼稚園等の施設や地域の子育て新情報を集約し、保護者からの利用相談や、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整などを行う。
(3) 確保方策の考え方	

② 確保提供量

単位：か所

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
確保提供量	0	1	1	1	1	1

2 地域子育て支援拠点事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	地域子育て支援拠点事業
(2) 事業の概要	乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を常設し、子育てについての相談、情報提供など行う。
(3) 確保方策の考え方	

② 確保提供量

単位：人日

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	107,410	111,787	111,322	111,320	113,098	113,148
②確保提供量	107,410	111,787	111,322	111,320	113,098	113,148
	0					

3 妊婦健康診査事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	妊婦健康診査
(2) 事業の概要	妊婦の疾病の早期発見や健康管理のため、健康診査を実施する。 1人あたり14回分の妊婦健康診査費用補助券を交付する。
(3) 確保方策の考え方	<p>【実施場所】 市が委託契約した医療機関</p> <p>【実施体制】 妊婦が妊娠健康診査受診票を医療機関に提出し、妊婦健康診査を受診します。</p> <p>【検査項目】厚生労働省が示している妊婦健康診査の「標準的な妊婦健診の例」のとおり 〈毎回共通する基本的項目〉 健康状態の把握、検査計測、保健指導 〈必要に応じて行う医学的検査〉</p> <p><u>妊娠初期～23週</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○血液検査 血液型（ABO血液型、Rh血液型、不規則抗体）、 血算、血糖、B型肝炎抗原、C型肝炎抗体、HIV抗体、 梅毒血清反応、風疹ウイルス抗体、HTLV-1抗体検査 ○子宮頸がん検診 ○超音波健診 ○クラミジア <p><u>妊娠24週～35週</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○血液検査（血算、血糖） ○B群溶血性レンザ球菌 ○超音波健診 <p><u>妊娠36週～出産</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○血液検査（血算） ○超音波健診 <p>【実施時期】 受診票の有効期間は、交付の日（妊娠届出書提出時）から 出産の日まで。</p>

② 確保提供量

単位：人

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1,615	1,682	1,678	1,677	1,679	1,680
②確保提供量	1,615	1,682	1,678	1,677	1,679	1,680
	0					

4 乳児家庭全戸訪問事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	こんにちは赤ちゃん訪問事業
(2) 事業の概要	生後4か月までの乳児のいる家庭を看護職が全戸訪問し、発育・栄養・育児・生活環境の相談や支援を行う事業。
(3) 確保方策の考え方	生後4か月までに訪問ができるように、「出生連絡票」の提出について周知に努める。乳児のいるすべての家庭に、看護職による家庭訪問を実施。

② 確保提供量

単位：人

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1,432	1,469	1,466	1,465	1,466	1,467
②確保提供量	1,432	1,469	1,466	1,465	1,466	1,467
	0					

5 養育支援訪問事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	養育支援訪問事業
(2) 事業の概要	乳児家庭全戸訪問等で把握された養育支援が必要な家庭に対し、安定して子どもを養育できるよう、専門的な育児指導及び育児・家事援助を行う事業。
(3) 確保方策の考え方	該当家庭に対し、訪問支援、家事支援を実施する。

② 確保提供量

単位：人

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	0	4	4	4	4	4
②確保提供量	0	4	4	4	4	4
	0					

6 子育て短期支援事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	ショートステイ事業
(2) 事業の概要	家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業。
(3) 確保方策の考え方	

② 確保提供量

単位：人

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	0	195	198	200	201	203
②確保提供量	0	252	252	252	252	252
	0					

7 子育て援助活動支援事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	ファミリー・サポート・センター事業
(2) 事業の概要	小学生までの児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者がそれぞれ会員となり、会員が希望する相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。
(3) 確保方策の考え方	

② 確保提供量

単位：人

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	2,134	2,238	2,290	2,346	2,402	2,457
②確保提供量	2,134	2,238	2,290	2,346	2,402	2,457
	0					

8 一時預かり事業

8-1【一時預かり事業（幼稚園在園児対象の預かり保育）】

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	一時預かり事業（幼稚園在園児対象の預かり保育）
(2) 事業の概要	幼稚園在園児を対象とし、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、希望者を教育（保育）する事業。園によって預かり保育の実施日、時間などの状況は異なる。
(3) 確保方策の考え方	在園児以外の一時的預かりの利用については、突発的な利用も含めると、需要量の見込みを立てづらい点もあるが、ファミリーサポートセンター事業等多様なサービスを組み合わせることを検討する。

② 確保提供量（1号認定+2号認定）

単位：人日

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	10,285	13,602	15,642	17,988	20,686	23,789
②確保提供量	10,285	13,602	15,642	17,988	20,686	23,789
	0					

8-2【一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）】

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	一時預かり事業（預かり保育以外）
(2) 事業の概要	<p><u>一時保育事業</u> 日ごろ保育所を利用していなくても、一時的に児童を預けることができる事業。</p> <p><u>ファミリー・サポート・センター事業</u> 児童の預かりを希望する利用会員（保護者）と、援助を行う協力会員との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業。</p> <p><u>トワイライトステイ事業</u> 保護者の帰宅が遅い場合や休日に不在の場合、夜間や休日に児童養護施設等で児童を預かる事業。</p>
(3) 確保方策の考え方	

② 確保提供量

単位：人日

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	12,088	12,426	12,436	12,433	12,436	12,426
②確保提供量	12,088	24,600	24,600	24,600	24,600	24,600
	0					

9 延長保育事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	延長保育事業
(2) 事業の概要	保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所の通常開所時間 11 時間を超えて保育を行う。
(3) 確保方策の考え方	本市の保育所等における延長保育については、正当な理由があれば、希望者は原則利用可能となっている。

② 確保提供量

単位：人日

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	383	505	512	546	593	644
②確保提供量	383	2,428	2,664	2,915	3,168	3,442
	0					

10 病児・病後児保育事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	病児・病後児保育事業
(2) 事業の概要	病気や病気回復期の病児や突然の発熱などで集団保育が困難な児童を、保育所・病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業。
(3) 確保方策の考え方	

② 確保提供量

単位：人日

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	524	540	548	554	558	562
②確保提供量	524	2,880	2,880	2,880	2,880	2,880
	0					

11 学童保育室事業（放課後児童健全育成事業）

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	学童保育室事業
(2) 事業の概要	小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいないものに、放課後等に児童厚生施設や学校の余裕教室を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。
(3) 確保方策の考え方	学校施設等を活用した受入定員の拡大及び、民間児童クラブの新規参入促進等による民間活力の活用を図る。

② 確保提供量

単位：人

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	933	1,401	1,398	1,398	1,398	1,416
低学年	928					
高学年	5	372	368	357	349	350
②確保提供量	933	1,610	1,660	1,660	1,660	1,660
	0					

※確保提供量について、学年による定員は設けていない

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

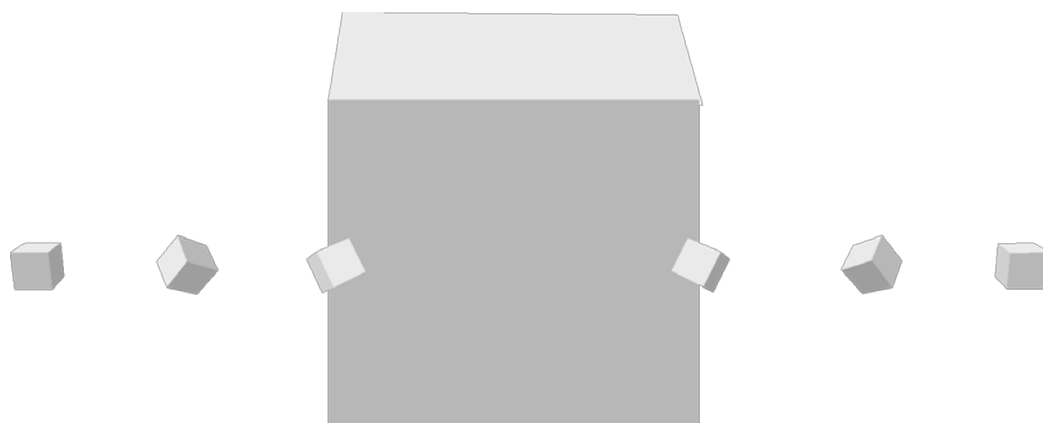
① 事業の概要

(1) 本市における事業名	実費徴収に伴う補足給付事業
(2) 事業の概要	<p>幼稚園や保育所の保育料は、国が定める公定価格を基に、各市町村が条例により利用者負担額を設定することとされていますが、施設によっては実費徴収（教材費、行事参加費等）などの上乗せ徴収を行う場合があると想定されます。</p> <p>本事業は、教育・保育施設が上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。</p>
(3) 確保方策の考え方	国が設定する対象範囲と上限額を基に、助成を実施していく。

13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	多様な主体の参入促進事業
(2) 事業の概要	<p>新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくには、一定の時間が必要であることから、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、設置又は運営を促進するための事業です。</p> <p>認可保育所、小規模保育事業等の新規施設への巡回支援等を行うための職員を配置</p> <p>認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入れ支援（私学助成対象外の施設）</p>
(3) 確保方策の考え方	新規施設等に対する実地支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を実施する。



第3章 子ども・子育て支援関連 施策の推進

第3章 子ども・子育て支援関連施策の推進

1 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容に関する事項

(1) 認定こども園の普及についての基本的な考え方

新制度では、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズや選択に応じた多様で総合的な子育て支援を進めることをめざしています。幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置付けられ、国では、認定こども園の認可・認定手続きの簡素化などにより、新たな設置や移行をしやすくするなど、普及のための施策を打ち出しています。

こうした動向をふまえながら、本市においても、今後認定こども園の整備が進むよう取り組みを行っていきます。

なお、既存施設からの移行については、職員配置や施設・設備要件に関する課題も想定されることから、事業者の意向や施設の状況などを十分にふまえながら、認定こども園への移行を進めるものとします。

(2) 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援

乳幼児期の教育・保育のめざすところは、本質的にはすべての子どもの健やかな育ちであり、そのためには、教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の資質向上が不可欠です。こうした観点から、次のような方法を取り入れながら、人材の確保や育成に努めます。

① 幼稚園教諭や保育士等による合同研修

幼稚園教諭と保育士が、教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるように、合同研修の開催などによる職員の資質向上のための支援を行います。

② 特に配慮を要する子どもに関わる職員の資質向上

すべての子どもの健やかな育ち、子どもの最善の利益の保障の重要性から、障害のある子どもや特別な支援を要する子どもについて、その状況を的確に把握し適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化するとともに、職員の資質向上に努めます。

③ 教育・保育に関わる職員の処遇改善

様々な教育・保育の量的確保や質の改善を図ることによって、結果としてその担い手である保育士等の確保がこれまで以上に切実な課題となると予想され、今後とも国の制度等を活用し、保育士の処遇改善に努めます。

(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援新制度においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質で適切な内容と水準をもった子ども・子育て支援を実施することが求められています。

そのためには、乳幼児期の教育・保育が生涯の人格形成の基礎を培う重要な時期であることをふまえ、特に下記の点に留意しながら一体的な教育・保育を提供する必要があります。

- ① 乳幼児期の発達の連続性の理解
- ② 乳幼児期の体験の多様性と関連性の理解
- ③ 障害のある児童と共に行う活動機会の確保
- ④ 小学校以降の生活や学習基盤の育成

また、在宅の子育て家庭を含めてすべての子育て家庭のニーズに応じた、多様かつ総合的な子育て支援を行うために、地域の子ども・子育て支援の質・量にわたる充実が重要であり、下記のような点に留意が必要であると考えます。

- ① 妊娠・出産期から学童期まで切れ目のない地域支援体制の確保
- ② 保護者に寄り添った相談や適切な情報提供への配慮
- ③ 安全・安心で健全な子育て環境の確保
- ④ 地域活動との結びつき、人材の活用

こうした教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の果たす役割をふまえ、社会全体が協力して、一人ひとりの子どもが個性のあるかけがえのない存在として成長していくことを支援していく必要があります。

(4) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

幼稚園、保育所、認定こども園は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設であり、一方小規模保育施設等の地域型保育事業は、供給が不足しがちな3歳児未満の保育を、地域に根差した身近な場で提供する役割を担うものです。この両者が相互に補完することによって、教育・保育の量の確保と質の充実が図られるものと考えます。

さらに、地域型保育事業を利用した満3歳未満の子どもが、満3歳以降も幼稚園、保育所、認定こども園で、切れ目なく適切に教育・保育が受けられるための配慮も必要となります。

こうしたことから、教育・保育施設と地域型保育事業者の十分な情報共有と連携支援の充実を図ります。

(5) 幼稚園や保育所、認定こども園と小学校との連携

乳幼児期における子どもの健やかな育ちや、教育・保育の連続性を確保するためには、小学校教諭と幼稚園・保育所・認定こども園の職員が、共に子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深め、共有することが大切です。

幼稚園や保育所、認定こども園での生活が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うことが必要であると考えられます。

こうしたことから、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の児童との交流や、職員との意見交換や合同研究の機会を設けたりするなど、連携を通じた小学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

2 産後の休業及び育児休業後における特定保育・保育施設または特定地域型保育事業の円滑な利用の確保

育児休業満了時からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えるため、次のような取組を実施します。

(1) 子育て相談体制の充実

相談内容の多様化、複雑化に対応できるよう、専門的なものから気軽に利用できる身近な相談窓口まで、多様で利用しやすい相談体制の充実に努めます。

【次世代育成支援行動計画（後期計画）】から継承する事業

事業名		事業内容
①	こども家庭相談事業	子育ての悩み、育児不安など児童に関する相談を実施。家庭訪問相談の体制の整備を図るとともに関係機関との連携を密にし、要支援家庭への相談・支援機能の強化・充実
②	地域での相談事業	家庭児童相談員を派遣し、児童センター等で相談を実施
③	子どもに関する相談	子どもの発達や育児相談等の各種相談を専門医等が実施。関係機関との連携により、迅速に対応できる体制の整備
④	保育所の育児相談事業	保育所の保育士による相談の実施。相談事業の周知
⑤	子育て支援センター事業	育児不安についての相談を始め講演会、子育てサークルの育成・支援及び親同士の交流の機会の場の提供
⑥	青少年相談員活動	こどもの国祭り、子ども会リーダー研修会、青少年祭り、はたちの集い、三市青少年の船等の協力

(2) 子育てに関する情報提供の充実

必要な人に、必要な情報が提供できるよう多様な媒体・機会を活用して、子ども・子育てに関する情報を提供します。

【次世代育成支援行動計画（後期計画）】から継承する事業

事業名		事業内容
⑦	子育て支援情報の提供	市広報・ホームページ、PR紙などによる子育て関連情報案内の充実
⑧	家庭教育学級	小・中学生を持つ保護者を対象に、公民館講座などを通して、家庭や子育てについての学習・交流の場を提供。受講者は母親を始め父親も参加しやすい体制の整備

(3) 多様なニーズに対応した保育の拡充

保育需要が高い0歳児、1歳児など低年齢児の受入枠の拡大を図るとともに、延長保育、休日保育、病児・病後児保育など多様な保育サービスの提供に努めます。

【次世代育成支援行動計画（後期計画）】から継承する事業

事業名		事業内容
⑨	保育所の新設（重点）	民設民営による保育所新設に伴う市単独施設整備補助
⑩	既設保育所の定員拡充（重点）	保育所待機児童数の状況により入所円滑化事業の対応
⑪	低年齢児（0～2歳児）保育	低年齢児（0～2歳）の定員拡充
⑫	延長保育事業	延長保育受入児童数の拡大
⑬	休日保育事業	日曜、祝日の保護者の勤務等による保育ニーズへの対応
⑭	病児・病後児保育事業	小学校3年生までの児童で病気又は病気回復期のため、安静の確保に配慮が必要で、かつ、保護者が勤務等の都合により家庭保育が困難な時期、児童を専門施設で一時的に保育
⑮	一時預かり事業（保育所型、地域密着型）（重点）	一時保育（緊急、非定型、リフレッシュ）の需要増加に対応するため、実施箇所の拡大

(4) 保育内容の向上

安心して子どもを預けられるよう子どもの視点に配慮した保育の質の向上を図ります。

【次世代育成支援行動計画（後期計画）】から継承する事業

事業名		事業内容
⑯	地域に開かれた保育所運営	公立保育所において、保護者等からの苦情に対し開かれた解決の仕組みを整備するため、第三者委員を設置
⑰	保育所でのボランティア事業	高齢者や学生等のボランティア活動により、園児の保育を支援
⑱	低年齢児（0～2歳児）保育	低年齢児（0～2歳）の定員拡充

(5) 市民・民間企業等との連携

民間法人などの保育事業への参入を促進するとともに、家庭保育室など認可外保育施設に対して、良好な保育環境の整備に向けて指導・監督及び支援を推進します。また、地域での子育て支援であるファミリー・サポート・センターの充実を図ります。

【次世代育成支援行動計画（後期計画）】から継承する事業

事業名		事業内容
⑲	家庭保育室への助成	低年齢児保育、産休明け・育休明け保育の受入など良質な保育サービスの提供のための家庭保育室への助成
⑳	民間保育サービスへの支援	私立認可保育所への支援の充実、認可外保育施設への指導・支援の充実、公立保育園の運営の民営化（公設民営方式）の検討
㉑	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を行いたい人と受けたい人が会員となって行う育児の相互援助活動

3 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

(1) 児童虐待の予防

要保護・要支援家庭を把握し、子育て不安や負担感の軽減を図ります。

【次世代育成支援行動計画（後期計画）】から継承する事業

事業名		事業内容
①	要保護・要支援乳幼児家庭の把握	乳幼児健康診査未受診者の家庭訪問などを通じて、要保護・要支援家庭を把握

(2) 児童虐待の発見・保護体制の整備

子育て関連施設における虐待発見の徹底、市民や事業者への協力要請などにより発見体制の充実を図るとともに、関係機関と連携し保護体制の充実を図ります。

【次世代育成支援行動計画（後期計画）】から継承する事業

事業名		事業内容
②	要保護児童対策地域協議会	関係機関の円滑な連携と協力関係を築き、虐待を受けている児童を始めとする要保護児童の早期発見と適切な支援を実施
③	虐待通告義務の周知	虐待発見者の通告義務について、保育所、幼稚園、学校等の関係機関を含め、広く市民に広報
④	児童保護体制	要保護児童を早期に発見し、児童相談所との連携の下、児童福祉施設等へ保護
⑤	里親制度の普及	児童相談所との連携による里親制度の広報活動の充実と児童の受入れ体制の拡大

(3) ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭の自立と生活の安定のために、相談体制、日常生活の支援、経済的な支援などを充実します。

【次世代育成支援行動計画（後期計画）】から継承する事業

事業名		事業内容
⑥	家庭児童相談員による相談支援	子育てや生活の悩みなど、ひとり親家庭からの相談を受け、解決に向けた支援を実施し、状況に応じて関係機関と連携してひとり親家庭の自立を促進

事業名		事業内容
⑦	母子家庭の自立促進支援	母子自立支援員を設置し、母子家庭の自立を計画的・総合的に支援
⑧	児童扶養手当支給事業	法に基づき、ひとり親家庭等で18歳になった年度末までの子（一定の障がい有する子は20歳未満）の養育者に手当を支給（所得制限有り）
⑨	遺児手当支給事業	死亡により生計維持者を失った児童の養育者に対して手当を支給（所得制限有り）
⑩	ひとり親家庭就業支援事業	母子家庭・父子家庭の親を対象に自立のための就業支援事業として教育訓練給付金又は高等技能訓練促進費を支給
⑪	母子家庭等日常生活支援事業	母子家庭、父子家庭及び寡婦の一時的な生活援助のための家庭生活支援員の派遣
⑫	ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等に対する経済的援助として、医療費の一部負担金等を助成（所得制限有り）
⑬	ひとり親家庭住宅支援事業	ひとり親家庭の市内転居の際、家賃差額及び債務保証料を助成（所得制限有り）

（４）療育・特別支援教育の充実

発達の遅れや障がいがあると思われる子どもに対する早期療育・教育体制の充実に努めます。

【次世代育成支援行動計画（後期計画）】から継承する事業

事業名		事業内容
⑭	保育所、幼稚園等への児童観察指導	保育所、幼稚園からの要請により乳幼児、児童の発達、行動問題について観察、把握・診断を行い、保育士、教員、保護者への支援を実施
⑮	育成保育（障がい児保育）	育成保育対象児童に対する保育士の適正配置。指定園以外の障がい児に準ずる園児に対して職員の加配。3歳児未満の育成保育対象児の拡大の検討
⑯	特別支援学級及び通級指導教室の施設・設備の整備	小・中学生一人ひとりの障がいの状態に応じた教育環境をつくるために特別支援学級等の施設・設備の整備
⑰	発達障がいを含む障がいのある児童生徒に対する指導内容・方法の改善	就学支援委員会の充実と能力及び特性に応じた指導の充実を図るため、一人ひとりの実態に応じた適切な個別の支援計画・指導計画の作成
⑱	特別支援学級等の教職員研修	特別支援学級担当教員の専門的な研修の受講促進、障がいのある児童生徒の実態に応じた将来を見通した指導の工夫ができるよう研修を実施

事業名		事業内容
⑱	知的障害児通園施設に対する助成	市内で知的障害児通園施設を運営している社会福祉法人に対する助成

(5) 障がい児を養育する家庭に対する支援

障がい児を養育する家庭の生活を支援します。

【次世代育成支援行動計画（後期計画）】から継承する事業

事業名		事業内容
㉑	家族支援教室	障がい児を抱える家族の問題解決のため家族教室を開催し、情報交換や育児交流をすることで子育ての意欲や技量の向上促進

4 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について、国の法律および県の取組などを踏まえ、次のような取組を実施します。

(1) 男性も含めた働き方の見直し

男女がともに子育てと仕事が両立できるよう、育児休業制度の普及・定着を促進するとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の周知に努めます。

【次世代育成支援行動計画（後期計画）】から継承する事業

事業名		事業内容
①	育児休業制度等の普及・定着	広報紙やホームページ等、様々な媒体を活用し、育児休業制度の周知・啓発と、特に男性の育児休業制度取得向上に向けた広報の強化。各種助成制度の事業所への普及
②	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の周知	男女が共に仕事と家庭生活のバランスをとれるよう、各種制度や多様な就労形態の普及

(2) 男女共同参画の意識づくり

性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく男女が互いの人権を尊重しあいながら自分らしく生きることの大切さとともに、子育てに男女でかかわることの楽しさと必要性について積極的に啓発を進めます。

【次世代育成支援行動計画（後期計画）】から継承する事業

事業名		事業内容
③	男女共同参画の学習機会の提供及び啓発	男女平等、男女共同参画、子育て支援等の講座などの実施
④	両親学級	夫婦共同で子育てをする意識の啓発

(3) 相談事業の充実

女性の自立やドメスティック・バイオレンス(DV) など、男女共同参画にかかわる様々な悩みや問題の解決に必要な相談・支援を実施します。

【次世代育成支援行動計画（後期計画）】から継承する事業

事業名		事業内容
⑤	女性の自立支援、男女の悩み・DVの相談	女性の自立支援や男女の様々な悩みの相談支援事業の実施。DVの相談支援と関係機関の連携を実施

(4) 子育て後の就業支援

出産・子育て等のために離職した女性の再就職支援を行います。

【次世代育成支援行動計画（後期計画）】から継承する事業

事業名		事業内容
⑥	国・県・公共職業安定所等との連携による情報収集・提供	【第五次戸田市男女共同参画計画】
⑦	就労支援・再就職等のための講座の開催	【第五次戸田市男女共同参画計画】
⑧	ふるさとハローワークでの職業相談事業	【第五次戸田市男女共同参画計画】

5 安全で快適な妊娠・出産の支援

妊娠・出産期の健康づくりなど安全で快適な妊娠・出産に対する支援に努めます。

(1) 健康な妊娠・出産の支援

妊娠・出産期の健康管理を支援するとともに、健康についての相談、知識の普及や情報の提供に努めます。

【次世代育成支援行動計画（後期計画）】から継承する事業

事業名		事業内容
①	妊婦保健事業の周知	保健ガイド、広報紙、ホームページによる周知のほか、母子健康手帳の交付時にパンフレット等を配布
②	妊婦健康診査	医療機関委託で実施
③	妊婦歯科保健指導	妊娠期及び生まれてくる子どもの口腔衛生の向上のために、講義や実技を実施
④	妊産婦電話相談	妊産婦を対象に、電話による相談を実施
⑤	母親学級・両親学級	地域での仲間づくりや、妊娠・出産・育児に関する情報の提供や講習の実施
⑥	多胎児支援事業	多胎妊婦及び多胎児育児グループの支援
⑦	ハイリスク妊婦保健指導	電話・面接・訪問等による状況の確認。妊娠中から産後の育児まで必要な支援の提供
⑧	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	産婦と赤ちゃんの健康の確認と子育て支援のために、看護職による家庭訪問を実施

(2) 不妊対策の充実

不妊治療に対する支援を充実します。

【次世代育成支援行動計画（後期計画）】から継承する事業

事業名		事業内容
⑨	不妊治療の支援	県が実施する不妊相談や治療助成などの制度の周知

6 健やかな成長・発達支援

すべての子どもが健やかに成長・発達するよう疾病の予防とともに、健康的な生活習慣の確立、「食育」の推進などの健康づくりを支援します。また、不慮の事故の防止を促進します。

(1) 疾病予防

乳幼児健康診査、予防接種などを充実し、疾病の予防に努めます。

【次世代育成支援行動計画（後期計画）】から継承する事業

事業名		事業内容
①	乳幼児健診	疾病の早期発見、発達の促進、育児支援などを目的に、4か月児、1歳児、1歳8か月児、3歳6か月児、5歳児を対象に実施
②	予防接種事業の周知・広報活動	より高い接種率を目標に、広報紙、保健ガイド、市ホームページなどを通して、より分かりやすい説明やPRの実施

(2) 乳幼児健康相談・支援の充実

気軽な相談から専門的な相談まで、多様な相談場所の整備に努めます。

【次世代育成支援行動計画（後期計画）】から継承する事業

事業名		事業内容
③	乳幼児電話相談	乳幼児の健康、子育てなどについて、電話による相談を実施
④	乳幼児歯科相談	乳幼児の口腔衛生の向上のために、望ましい生活習慣の確立や歯磨きの仕方、定期健診受診の勧奨
⑤	発達相談	発達の問題について、専門職による診断や相談の実施
⑥	発達障がいの早期発見と早期対応のための相談	アスペルガー症候群や自閉症等の発達障がい児とその家族、また保育・教育現場への支援

(3) 「食育」の推進

心身の健康の基礎として、乳幼児期からの望ましい食習慣を身につける取組を進めます。

【次世代育成支援行動計画（後期計画）】から継承する事業

事業名		事業内容
⑦	乳幼児栄養相談	管理栄養士等による栄養や食生活の相談を実施
⑧	離乳食学級	離乳食の前期と後期に離乳食の進め方や作り方、試食等の講習を実施
⑨	保育所幼児組の完全給食	家庭の負担軽減を図るとともに、楽しい食事の仕方や習慣が身につくよう、公立保育所で米飯等の主食を提供
⑩	食育計画	家庭との連携の下、食に関する生活習慣の援助を保育計画に基づき実施

(4) 事故等の防止対策の充実

子どもの事故防止や乳幼児突然死症候群の予防に努めます。

【次世代育成支援行動計画（後期計画）】から継承する事業

事業名		事業内容
⑪	事故防止についての知識の普及	乳幼児健診や相談の場において、事故防止の知識の普及・啓発
⑫	乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防	乳幼児突然死症候群発症の危険性とその予防対策について、保護者に情報提供

(5) 思春期の健康づくり

家庭・学校・地域が連携し、青少年の健康づくりの取組を推進します。

【次世代育成支援行動計画（後期計画）】から継承する事業

事業名		事業内容
⑬	スポーツ活動の促進	個々の体力や適正に応じて、身近な場所でスポーツ活動ができるよう環境の整備
⑭	思春期電話相談	思春期を対象に、電話による相談を実施

7 多様な学習・生活体験の充実

子どもが様々な活動を通して、楽しみながら「生きた知識」を身につけていくよう社会体験機会の提供、地域での出番など、多様な学習・体験機会の充実に努めます。

(1) 多様な学習・体験機会の提供

文化・芸術を始め、本市の自然、産業、歴史などを体験し、感動する活動を通じて、子どもたちの「生きた知識」や豊かな心を育てるために、多様な学習機会を提供します。

【次世代育成支援行動計画（後期計画）】から継承する事業

事業名		事業内容
①	読書推進事業	親子で楽しむ絵本とわらべうたの講座、おはなし玉手箱などのおはなし会開催と、ボランティア養成、大型絵本の団体貸出、子どもフェアレンス講座（小学校4・5年生）の実施
②	子ども対象講座	小学校1年生から中学校3年生を対象にした各種講座など、主に土曜日に子ども体験学習を実施
③	児童センター講座	展示物や遊具等の設備の計画的な改善、各種講座・教室、各種イベントの実施
④	子ども向け教室	幼児向け教室、夏休み中の教室等の実施
⑤	こども体験ひろば	学校との連携を図りながら子どものための体験学習として、こども講座・体験広場を実施。中学生等の参加促進
⑥	博物館授業	学校教育の一環として、小学校3、4、6年生を対象とした博物館授業と、彩湖サイエンスサポートプログラムによる市内小中学校の理科・総合的な学習の時間等への出張授業、昆虫標本等自然に関わる教材の提供による博学連携教育の実施
⑦	こどもの国親子講座	講座、ボランティアによる絵本の読み聞かせ、木工作品製作教室などの実施。幼児の親子連れ利用者への情報提供、児童を対象とした講座の実施
⑧	プラネタリウム・天体観測事業	プラネタリウム学習投影・特別投影及び天体観察事業の実施並びに利用促進のための広報活動の実施
⑨	自然体験活動	彩湖周辺の自然観察会、野鳥観察会、親子ふれあい教室、年間を通じたこども自然クラブなど彩湖自然学習センターを活用した自然体験活動を実施
⑩	子どものための文化財めぐり	子どもが戸田市の歴史・文化に触れるために文化財を学習する機会の提供、参加促進の広報の実施
⑪	子どもの体験学習を支援する生涯学習人材バンク事業	子どもの体験活動を指導・手助けするボランティア人材の登録と派遣するシステムの整備とホームページの充実・紹介。人材登録後の活用方法の確立

(2) 子ども主体の地域活動の推進

子ども主体のイベントを開催するとともに、地域の諸活動への子どもの主体的なかかわりを促進します。

【次世代育成支援行動計画（後期計画）】から継承する事業

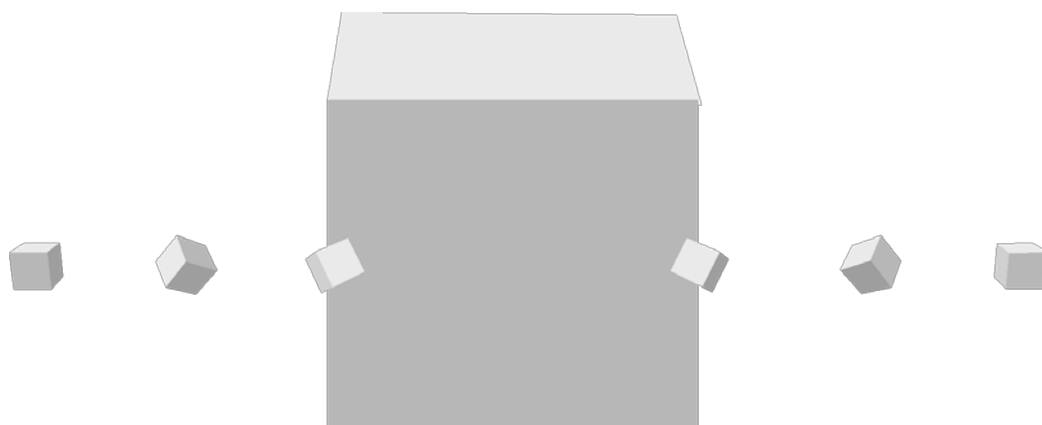
事業名		事業内容
⑫	児童センター地域事業	各種イベントの実施、子ども会や町会等各関係団体との連携強化、地域団体活動の促進（子ども会・スポーツ少年団との連携）
⑬	子どものボランティア団体の育成・活動支援	子どもボランティア人材養成機会の充実、活動機会の提供など、子どものボランティア団体の育成・活動支援
⑭	講座・イベントなどへの子どもの参画	展示物や遊具等の設備の計画的な改善、各種講座・教室、各種イベントの実施
⑮	総合型地域スポーツクラブの育成支援	市民による総合型地域スポーツクラブの設立と運営の支援
⑯	集会・文化活動事業・視聴覚ライブラリー事業	保育所・学校等との連携による各種教室・講座・映画会の開催、図書館活動の促進（「ブックスタート事業 事業番号3」を含む）、視聴覚ライブラリー活動の実施
⑰	児童センター図書閲覧事業	児童センターの図書室の蔵書の充実

(3) 青少年の活動の促進

青少年が地域で交流・活動できるよう、居場所・出番づくりを進めます。

【次世代育成支援行動計画（後期計画）】から継承する事業

事業名		事業内容
⑱	通学合宿	家庭を離れ地域の施設を利用し、異年齢児童との共同生活や体験活動を行いながら学校に通う通学合宿の実施
⑲	子ども・青少年の自主活動	青少年祭りの開催など子ども・青少年の相互交流を図るとともに、地域コミュニティ活動への参加の促進



第4章 計画の推進

第4章 計画の推進

1 計画の推進

子ども・子育て支援新制度における教育・保育、地域子育て支援事業の整備及び、次世代育成支援行動計画（後期計画）を継承する施策事業は、福祉、保健、医療、教育、商工労働、まちづくりなど広範囲にわたり、それぞれが連携をとりながら基本理念に沿った事業を展開することが必要です。

計画の着実な実行を促し、その目標を達成するため、庁内の連携を図るものとします。

2 計画の進行管理

5年という短期間に実効ある計画の推進を図るため、庁内推進体制の整備のほか、事業ごとの進行状況を定期的に「戸田市児童福祉審議会」に報告し、チェックを受けるものとします。

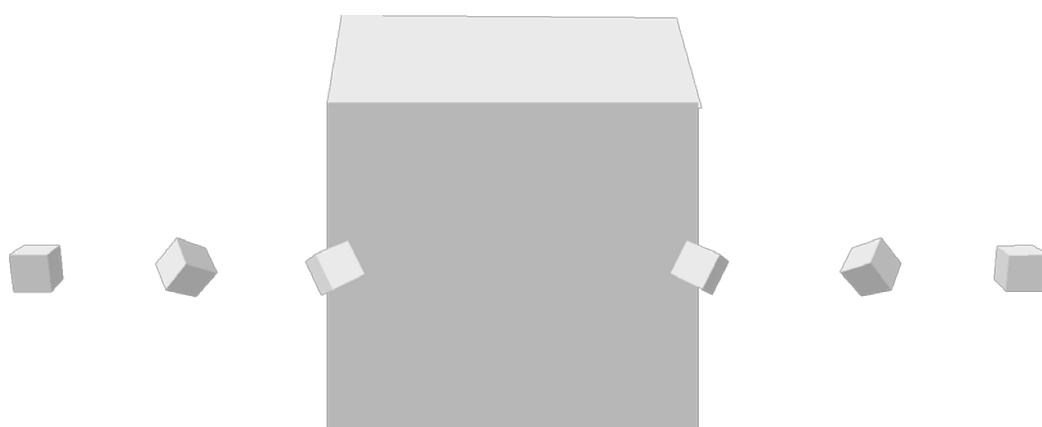
また、社会経済情勢の変化に対応して、計画期間中であっても必要な見直しを行うものとします。

3 計画の進行状況の公表

計画の進行状況を、毎年ホームページ等で市民にわかりやすく公表します。

4 国・県への要望

子ども・子育て支援は、国、県、市が一丸となって取り組むべき課題であり、直接、市民のニーズ・評価を把握できる立場の市として、以下の施策の拡充を積極的に国、県に要望します。



資料編

戸田市子ども・子育て支援事業計画

発行日 平成27年3月

発行者 戸田市子ども青少年部 子ども家庭課

住 所 〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号

TEL 048-441-1800 FAX 048-432-8510